# 第38回 全国青少年相談研究集会報告書

# コロナ禍における新たな青少年支援 〜学び、寄り添い、育む〜

令和4年3月



### はじめに

本研究集会は、青少年教育関係者をはじめ警察、法務、福祉等、様々な分野で青少年の相談業務に携わる方々が一堂に会し、青少年の多様な問題に関する協議等を通して、それぞれの知見を広げていただくとともに、団体間の連携協力の促進を図ることを目的とし、昭和59年から開催しております。

第38回となる今年度は、昨年度同様、今般の新型コロナウイルス感染症(以下、コロナ禍という。)拡大を受け、事業の実施方法をオンライン開催へ変更することといたしました。会場にお集まりいただけず、参加者の皆様の直接の協議や交流の機会をもてないことは非常に残念でなりませんが、本研究集会にご協力を賜りました講師の皆様をはじめとした関係機関の皆様のお陰で、開催させていただくことができました。

本研究集会がスタートした昭和59年頃は、校内暴力や少年非行等の問題が顕在化し、これらに対応するため「臨時教育審議会」が設けられ、個性の重視や生涯学習体系への移行等が示されるなど、まさに戦後教育第一のターニングポイントになった時期と考えられます。

平成10年頃のゆとりと呼ばれる世代では学級崩壊をはじめとする問題行動の低年齢化、子供たちの体力の長期的な低下等、新たな課題が出てきました。これらの課題の原因の一つに、家庭や地域の教育力低下に伴う子供たちの基本的な生活習慣の乱れや発達段階に即した様々な体験の不足があると考え、当機構では、平成18年から「早寝早起き朝ごはん」国民運動、平成22年から「体験の風をおこそう」運動の推進に努めています。この他にも、経済的に困窮している環境の子供たちが有為の社会人として成長していくため、ひとり親家庭等の子供たちを対象とした「生活・自立支援キャンプ」、児童養護施設等を出て大学等で学ぶ学生を対象とした「学生サポーター制度」、文部科学省より委託を受け、ネット依存傾向の青少年を対象に「青少年教育施設を活用したネット依存対策推進事業」などに取り組んでおります。

昨今のコロナ禍の影響により、雇用の減少や失業率の増加、DV、児童虐待の相談件数や自殺者数の増加など様々な社会的不安が生じるとともに、テレワークの推奨や家で過ごす時間の増加など私たちの生活が大きく変化してきました。

また、現代の青少年は Z 世代と呼ばれ、幼い頃からインターネットに触れ、「デジタルネイティブ」と総称されております。急速なインターネットの普及により、SNS 等を用いての交流が盛んになる一方、直接的なコミュニケーションの機会が失われ、人間関係の希薄化が示唆されております。

このような状況下で子供や若者をめぐる環境も大きく変化し、児童虐待の発生件数の増加や SNS を悪用した犯罪に巻き込まれるケース、ネットやゲーム依存の増加、子供の貧困等が多く報道で取り上げられています。また、コロナ禍の長期化により現代の青少年を取り巻く課題は、複雑化し、より深刻化しております。これらの課題に対する支援の在り方自体が変化してきていることを受け、青少年支援の現状と課題を共有し、今何ができるのかを考える機会としたいと考えました。

そこで今回の全国青少年相談研究集会は、「コロナ禍における新たな青少年支援〜学び、寄り添い、育む〜」をテーマとして、大阪府立大学の学長補佐である山野則子氏の基調講演をはじめ、内閣府、文部科学省、厚生労働省からの行政説明、「児童虐待」「SNS 問題」「発達障害」「子供の貧困」、「性被害」の5つの研究講義と分科会の動画配信を行い、その成果として本報告書を作成いたしました。本報告書が、青少年相談及び青少年教育に携わる関係者の皆様に広く活用されるよう願っております。

最後に、本研究集会にご協力いただきました講師及び関係機関の皆様、またご視聴いただきま した参加者の皆様に深く御礼申し上げます。

# 目 次

### はじめに

基調講演
「見えない子どもの課題とその方策~コロナ禍における子どもへの影響調査、子どもの貧困調査を踏
まえて~」
山野 則子 氏(大阪府立大学 学長補佐/人間社会システム科学研究科 教授)
行政説明
「全ての子供・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会を目指して
- 新たな「子供・若者育成支援推進大綱」- 」(内閣府)11
井上 泰輔 氏(内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(青少年企画担当)付 参事官補佐
「児童生徒を巡る現状・課題と学校に求められる『協働』」(文部科学省)21
鈴木 慰人 氏(文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長)
「自殺の動向等について」(厚生労働省) ·······29
山田 大輔 氏 (厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室企画調整係長)
第1分科会【児童虐待】
「なぜ声を上げることは難しいのか~子どもの SOS を受け止めるために~」37
川瀬 信一 氏(一般社団法人子どもの声からはじめよう 代表理事
内閣官房「こども政策の推進に係る有識者会議」構成員)
第2分科会【SNS 問題】
「青少年の SNS 利用実態から考える GIGA スクール時代の課題
~モラルとリテラシーとリスク管理能力を育むために~」45
尾花 紀子 氏 (ネット教育アナリスト
安心ネットづくり促進協議会「普及啓発広報委員会」副委員長)
第3分科会【発達障害】
「『やる気』からみる発達障害」
吉川 徹 氏(愛知県医療療育総合センター中央病院 子どものこころ科(児童精神科)部長)
第4分科会【子供の貧困】
「『貧困の連鎖』から『おせっかいの連鎖』へ」
栗林知絵子 氏(NPO 法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク 理事長)
第5分科会【性被害】
「子どもの性被害の実態とその心理的影響を知る」······63
齋藤 梓 氏(目白大学心理学部心理カウンセリング学科 専任講師
公益社団法人被害者支援都民センター 公認心理師・臨床心理士)
開催要項69
参加者の声7]
〈「第 38 回全国青少年相談研究集会」参加者内訳〉

# ●基調講演●

# 「見えない子どもの課題とその方策 ~コロナ禍における子どもへの影響調査、 子どもの貧困調査を踏まえて~」

山野 則子

(大阪府立大学 学長補佐 / 人間社会システム科学研究科 教授)

### 1. はじめに

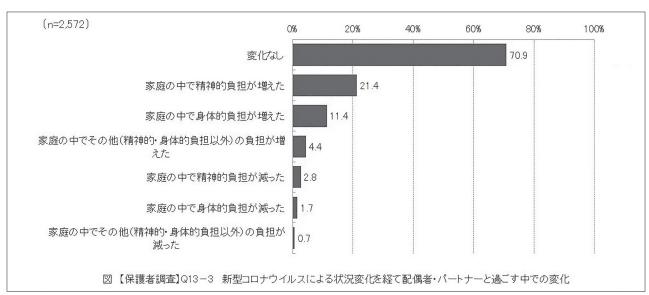
子どもを巡る事件としては、虐待や家庭内暴力 (DV 含む) など様々な事例が挙げられる。事件が発生してからの対応ではなく、事件になる前の「見えない」段階で予測をたて、リスクとして捉え対策を講じることが重要である。例えば、実際に発生した事件から検証すると、不自然な時期に転入や転校をしていたことや生後3か月の赤ちゃんを連れて引っ越しをしていたなど、こういった例に違和感を抱くことで事件が発生する前に支援を行い、事件を未然に防ぐことにつなげるといった「見えない」「見えにくい」子どもを取り巻く事件へ対応することが重要である。

本講演では、調査結果からみえるコロナ禍における貧困等を含む子どもの状況や、子どもたちの「見えない」実態について説明するとともに、これに対する対応=スクリーニングについて紹介していく。

### 2. 子どもの実態について

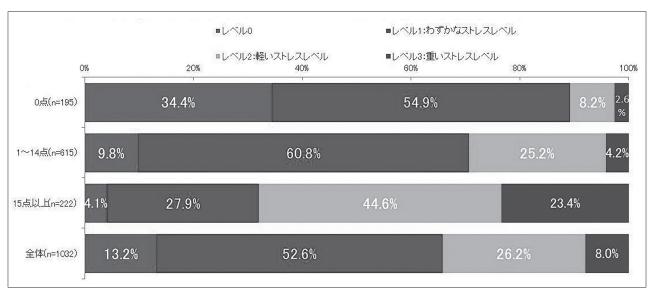
令和2年に山野研究室が実施した「コロナ禍における子どもへの影響と支援方策のための横断的研究(保護者調査・子ども調査報告書)」(2021)の結果をみると、コロナ禍における家庭での保護者の精神的、身体的負担など何らかの負担を抱えた保護者の割合は約3割であった。特に「家庭の中で精神的負担が増えた」が2割強、「家庭の中で身体的負担が増えた」が1割強となっている(図1)。

また、子どものストレスの状況の結果をみると、コロナ禍におけるストレスを抱えている子どもは約9割弱に上ることが分かった。なお、親の精神的健康状態が悪いと子どものストレスレベルは高くなる傾向にある(図2)。



(図1) 親の精神的健康状態と子どもへのストレスレベル

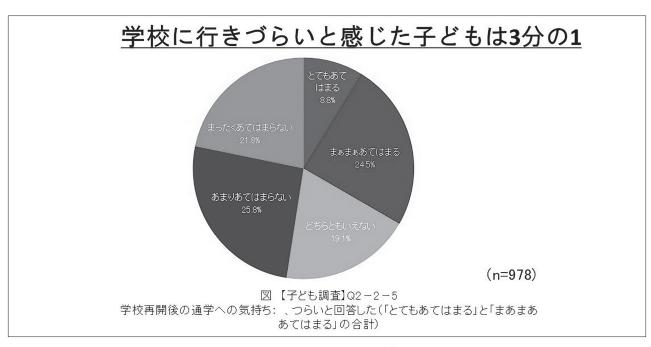
(出典:令和2年度(2020年度)コロナ禍における子どもへの影響と支援方策のための横断的研究 概要リーフレット、大阪府立大学山野則子研究室、2021)



(図2) 親の精神的健康状態と子どものストレスレベル

(出典:令和2年度(2020年度)コロナ禍における子どもへの影響と支援方策のための横断的研究 概要リーフレット、大阪府立大学山野則子研究室、2021)

また、同調査において、学校再開後の通学に対する子どもの気持ちをみると、つらいと回答した(「とてもあてはまる」と「まあまああてはまる」の合計)割合が33.3%となっており、学校に行きづらいと感じた子どもは3割を超えた(図3)。この結果から子どもたちは何かしらのストレスを抱えていることが分かる。



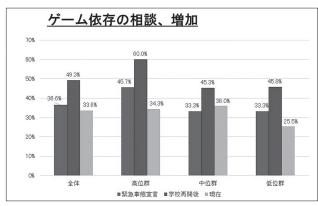
(図3)子どもの困りごと

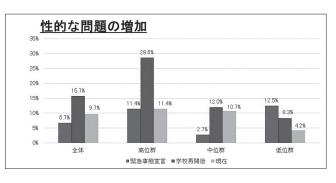
(出典:令和2年度(2020年度)コロナ禍における子どもへの影響と支援方策のための横断的研究 概要リーフレット、大阪府立大学山野則子研究室、2021)

コロナ禍で増加している子どもを取り巻く課題は、ゲーム依存や性的な問題が挙げられる。令和2年6月以降の学校再開後、ゲーム依存や性的な問題の相談件数は、比較的コロナの影響が大きかった地域(東京都、大阪府、沖縄県など)が増加し、比較的コロナの影響を少なかった地域(青森県、山形県など)が減少している\*。コロナ禍により子ども同士で遊べなくなり、家庭内に籠る時間が増加

したことが原因と考えられる。また、ゲーム依存や性的な問題の他にも、貧困に関する問題や児童相談所に入所者数の増加、DVの相談件数も増加傾向にある(図4)。

※:図4では新型コロナウイルスの感染者数が多い自治体を高位郡、少ない自治体を低位郡としている。

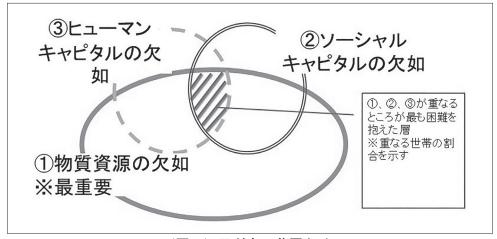




(図4) ゲーム依存・性的な問題の増加~新型コロナウイルス感染症拡大前(2020年2月以前)との比較 (出典:令和2年度(2020年度)コロナ禍における子どもへの影響と支援方策のための横断的研究 概要リーフレット、大阪 府立大学山野則子研究室、2021)

### 3. 子どもの貧困とは

子どもの貧困は様々な要因が重なることで生じる。まずは金銭面や住宅などの生活に必要な資源(サービスや医療などを含む)が欠如することで友人・知人とのつながりに不和が生じ(ソーシャルキャピタルの欠如)、巡り巡って教育の不均等や雇用の可能性の消失(ヒューマンキャピタルの欠如)へと繋がってしまう(図5)。



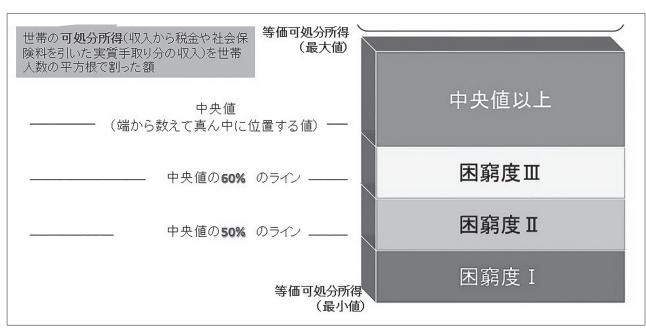
(図5)子どもの貧困とは

例)お金がないことで自転車が買ってもらえない(①)。 $\rightarrow$ 友だち同士の集まりに行くことができないため、誘われなくなってしまう(②)。 $\rightarrow$ 学校に行っても面白くない。家に引きこもる(③)  $\rightarrow$  ①~③が重なることで貧困問題へとつながる

### (1) 子どもの生活実態

日本の子どもの貧困率は、家庭の等価可処分所得(世帯の収入から税金や社会保険料を引いた実質 手取り分の収入を世帯人数の平方根で割った額)で表すことができ、中央値の50%のライン(122万円)を下回ると貧困と呼ばれる(図6)。

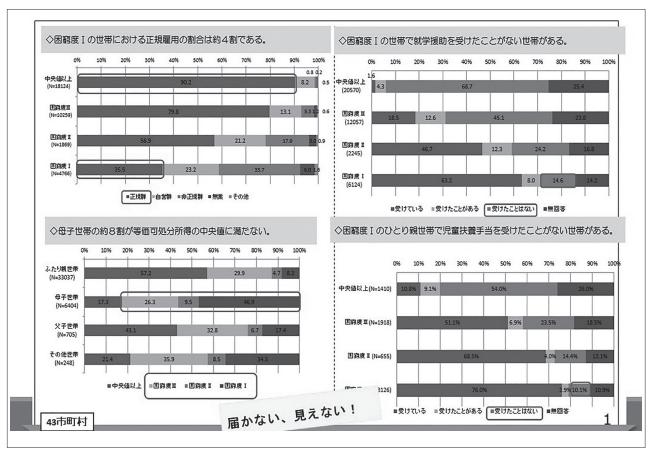
平成28年に大阪府立大学が実施した「大阪府子どもの生活に関する実態調査」によると、困窮度



(図6)子どもの生活実態

(出典:大阪府子どもの生活に関する実態調査、大阪府立大学、2017)

Iに値する世帯の正規雇用の割合は約4割であり、6割が非正規雇用である。また、困窮度 I の5割が母子世帯であることから母子家庭がいかに深刻な状況か分かる。困窮度 I に値する世帯であるが、就学援助を受けたことがない世帯が14.6%、ひとり親世帯で児童扶養手当を受けたことのない世帯が10.1%に上り、援助が行き届いていない状況が伺える(図7)。

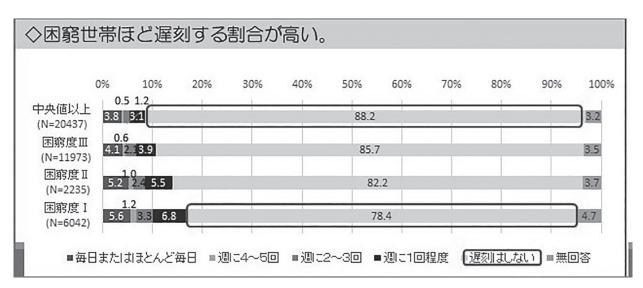


(図7)世帯別の困窮度

(出典:大阪府子どもの生活に関する実態調査、大阪府立大学、2017)

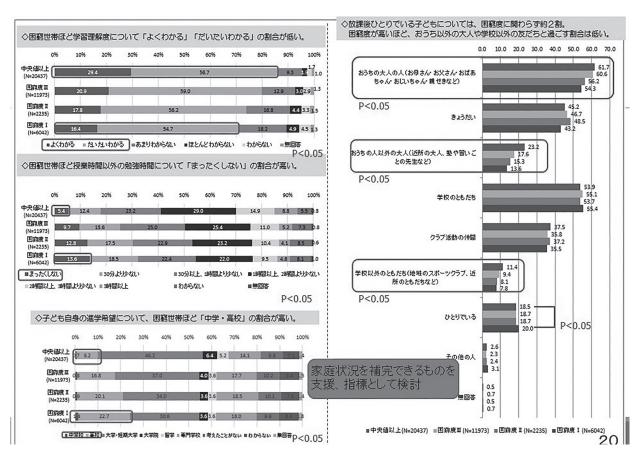
世帯の困窮度と子どもの遅刻との関係をみると、困窮度が高い世帯の子どもの遅刻の割合の高さが 伺える (図8)。また、困窮度が高い世帯ほど子どもの学歴が中卒あるいは高卒で良いと考えている 割合が高い。この他にも放課後の時間帯を家の大人以外の人や学校の友だち以外と接している割合が 低いという結果が出ている。

一方、困窮度の低い世帯の子どもは、困窮度が高い世帯の子どもと比較し学習理解度が高いことから、貧困によりソーシャルキャピタルやヒューマンキャピタルに大きな影響を与えるということが示唆されている(図 9)。



(図8)子どもの生活:遅刻

(出典:大阪府子どもの生活に関する実態調査、大阪府立大学、2017)



(図9)子どもの教育に関すること、子どもとのつながりに関すること (出典:大阪府子どもの生活に関する実態調査、大阪府立大学、2017)

### (2) 見えない貧困、孤立の影響

原田他(2004年)が発表した「児童虐待発生要因の構造分析と地域における効果的予防法の開発」によると、子育て層全体の3分の1が孤立を感じていることが明らかになっている。山野(2005年)が発表した「育児負担感と不適切な養育の関連に関する構造分析」によると、このような不安感から虐待へ繋がる可能性が高いと明らかにしている。また、東京都福祉保健局が2005年に実施した「発表児童虐待の実態Ⅱ」の調査結果によると、貧困層世帯の30%以上が虐待に繋がっているとわかっている。このような状況下で虐待を受けた子どもたちが、非行などの問題行動を引き起こし、不登校となり、その後学力低下に繋がるというような悪循環を引き起こしている。

平成30年に厚生労働省が発表した「平成30年度福祉行政報告例:児童相談所における受付件数、年齢×相談の種類別」及び「平成30年度福祉行政報告例:児童相談所における対応件数及び未対応件数、相談の種類×対応の種類別」によると、児童相談所で対応している虐待を受けている子どもの割合は全体児童の2.6%程度、市区町村単位でも10%程度に留まっており、すべての子どもたちを対応出来ている状況ではない。虐待を受けている貧困層の子どもたちを支援できるのは全ての子どもが通う学校であるため、山野研究室では学校を拠点としたスクリーニングや学校プラットフォームを推奨している。

### 4. 学校及び福祉事務所・児童相談所等の組織体制について

学校現場において、教員個人が子どもの異変に気付いても、その異変を伝える場や方針決定する会議がないことから、学校全体で共有する体制が整備されていない現状がある。その一方、福祉事務所・児童相談所等の組織においては、子どもの異変を気付いた係員が係長へ相談し、仮にその場で問題として扱われなかったとしても、また別の場で係員から課長や所長代理なども踏まえて相談できるチーム体制が整っているため、適切な支援に繋がりやすい。

### 5. スクリーニングについて

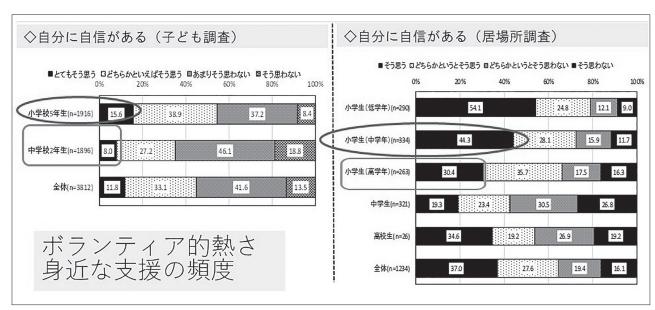
### (1) スクリーニングの方法

学校現場におけるスクリーニングにおいて重要な点は、担任だけでなく、教頭、生徒指導教諭、養護教諭、スクールソーシャルワーカーなど複数の視点で子どもたち全員の状況を話し合うことで、リスクの可能性がある子どもを抽出し、適切な対応を即座に簡便に検討することである。対応としては、教員が声がけを行うことや子ども食堂などの地域資源の活用の検討、さらには児童相談所などの専門機関に相談することが想定される。

スクリーニングのメリットは、教員個人の力量があがることや判断の流れの明確化、地域資源の活用の正しい理解に繋げることが挙げられる。このようにスクリーニングを繰り返し行うことで、子どもたちのデータが蓄積されるだけでなく、スクリーニングの方法自体も自然と受け継いでいくことが可能となる。

### (2) 地域資源の活用

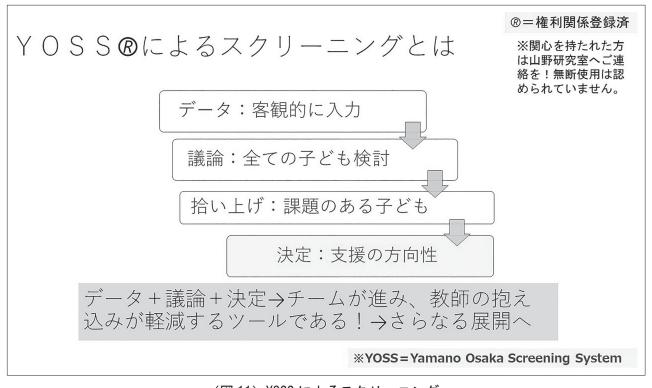
子ども食堂などの地域資源を活用することで、子どもの自己効力感が高い傾向がみられる調査結果も示されている(図 10)。地域の方々のボランティア的な熱心さが貧困対策や虐待の予防としても効果が期待できる。また、家庭訪問による支援や就学援助の手続き、無料塾へのつなぎなど、身近な支援に繋げていくことが重要である。このように地域資源を丁寧に仕組み化することで貧困対策や児童虐待、非行問題などの予防に繋がっていく。



(図 10) 地域の活用の効果(自己効力感) と意義 (出典: 大阪府子どもの生活に関する実態調査、大阪府立大学、2017)

### (3) YOSS によるスクリーニング

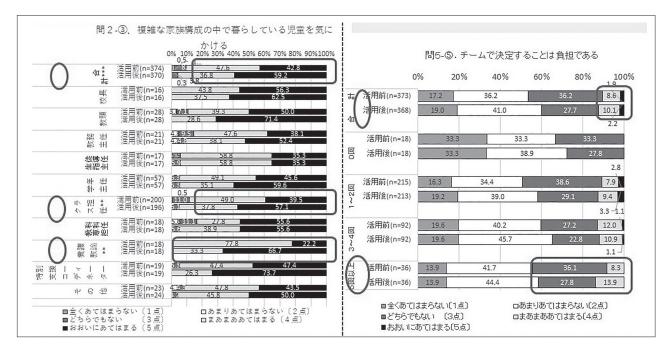
山野研究室では、学校内でのスクリーニングに「YOSS」(Yamano Osaka Screening System) と名前を付けている。具体的には、子どもたちの状況をデータに入力し、教員同士で議論し、課題のある子どもを抽出した上で支援の方向性を検討することで、子どもの抱える課題の対応策の検討だけでなく、チーム力の向上や教員の抱え込みを軽減につながるよう更なる展開を目指している(図 11)。



(図 11) YOSS によるスクリーニング

大阪府立大学が発行している「つなぎびと」(2019)によると、スクリーニングを行うことで長期的に学校を欠席している児童が3分の1に減少した事例もあり、取組の効果が得られている。また、

スクリーニングの活用によるメリットとして、リスクを予測できることや教員の資質向上にも繋がっていることが分かる。なお、これまで、スクリーニングを行うことで、複数で集まって議論したり、チームで決定したりすることは教員にとっては負担となるのではないかと懸念されていたが、YOSS を活用することで、こういった負担にはつながらず、教員の負担感は増加していないことから、学校現場で活用しやすいと考えられる(図 12)。



(図12) 教師の意識・知識

(出典:「令和2年度スクールカウンセラー及びスクール ソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究 報告書」、大阪府立大学、概要、2021)

### 6. 山野研究室での取組について

### (1) AI の活用

山野研究室では、スクリーニングプログラムやスクールソーシャルワーカーが具体的にどのように働きかければよいか、クラウド上で示唆するモデルを開発している。データベースを構築することで文部科学省が発行している「スクリーニング活用ガイド」や内閣府が策定している「子どもの貧困対策大綱」の改訂など、様々な政策に活かされている。

### (2) 今後の課題と方向性

貧困や児童虐待、不登校など子どもを取り巻く課題への対応について、様々な団体が個の役割を果たすだけでなく、家庭教育と学校教育の協働を作ることが必要である。望ましい方法は、都道府県と市区町村のネットワーク会議に福祉や学校教育が参画することや NPO 法人や企業も一緒になり、相談を行うことである。また、一連の流れの最後に事業評価を行い、取組を継続していくことが重要である。

### 7. 参考

### (1) 地域資源活用のロールモデル

とある市(A市)では、自治会が主体となり、スクールソーシャルワーカーやコミュニティソーシャルワーカーが手助けしながら、学校(教員)や関係機関が次のような連携を行った。

・学校内で子ども食堂の運営(朝7:30~8:30)

- ・PTA が朝食づくりのお手伝い
- ・企業が歯ブラシや簡易水道を創設することによる場の整備
- ・子どもたちが歯磨きをした後の歯医者によるチェック
- ・教員も子どもたちの様子を確認することが可能となる環境整備

上記のような取組を行った結果、厳しい貧困の地域であったA市が、企業やPTA、歯医者など様々な人たちが介入したことで親の意識の変化や児童の遅刻の減少など、大きな変化をもたらした。

### (2) イギリスの学校での取組

イギリスでは、様々な人材(TA、メンター、図書館司書など)が学校現場にいることで子どもたちの生活を支えおり、早期教育の導入や学校の中での朝食サービス、学校保育の充実など先進的に取組が行われている。日本では子ども食堂に行ける子どもだけが行くというような状況があるため、イギリスのように学校の入り口に子ども食堂を置くなど、自然と子ども食堂に入ることができる仕組づくりを行い、全ての子どもたちを取りこぼすことなく支援することに繋げることが求められる。

### 8. おわりに

コロナ禍における子どもの実態調査を踏まえ、子どもたちを取り巻く「見えない」実態を理解し、 大人たちはどのように行動すれば良いのか。それは個々で解決しようとするのではなく、家庭、学校、 地域、行政、企業など様々な団体が連携し、子どもを取り巻く課題を解決することが不可欠である。 そのためには、学校がスクリーニングによってデータを蓄積し、地域や企業、家庭などが相互補完し、 学校プラットフォームのような全体像を見える化し、子どもを取り巻く問題に対する対策や支援など を行うことが重要である。

# ●行政説明 I ●

# 「全ての子供・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる 社会を目指して-新たな「子供・若者育成支援推進大綱」-」

井上 泰輔

(内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官 (青少年企画担当)付参事官補佐)

### 1. はじめに

内閣府では、平成22年より施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、政府としてどのような基本的な方針や施策で子供・若者育成支援を進めようとしているのかを明らかにするため、「子供・若者育成支援推進大綱」を定め、全ての子供・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会を目指している。本説明では、平成22年、平成28年に続く第3次の大綱として令和3年4月に決定された内容を中心として説明する。

### 2. 子供・若者育成支援推進大綱とは

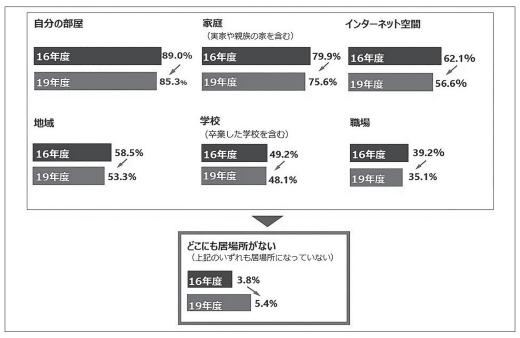
### (1) 子供・若者育成支援推進大綱について

子ども・若者育成支援推進法(平成22年施行)に基づき、子供・若者育成支援の基本的な方針や 関連施策等をパッケージにしたものであり、作成の主体は、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚で構成した子ども・若者育成支援推進本部である。都道府県に対しては、この大綱を勘案し、市町村に対しては大綱及び都道府県計画を勘案し、子ども・若者計画を作成することを努力義務としている。

### (2) 子供・若者の居場所について

本大綱では、居場所を大きなキーワードとしており、内閣府が実施する「子供・若者の意識に関する調査」において定期的に子供の居場所に関する認識を調査している。設問については、図1の通りである。この場合の居場所というのは物理的な居場所ではなく心の居場所であり、自分にとって安心できる場所、居心地のよい場所を指す。

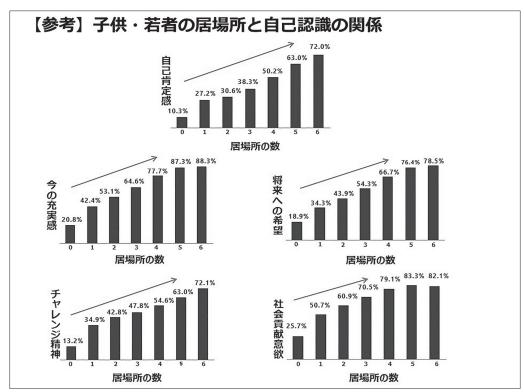
図中の上部のバーが2016年、下部のバーが2019年度の数値を示している。この結果をみると、2019年12月は、新型コロナウイルス感染症が大流行する直前の時期にあたり、それまでの直近3年間の推移を6つの場所(自分の部屋、家庭、インターネット空間、地域、学校、職場)に区切って調査しているが、いずれの場所も居場所として感じる割合が減少しており、どこにも居場所がないという子供・若者の割合は増加している。



(図1)子供・若者の居場所

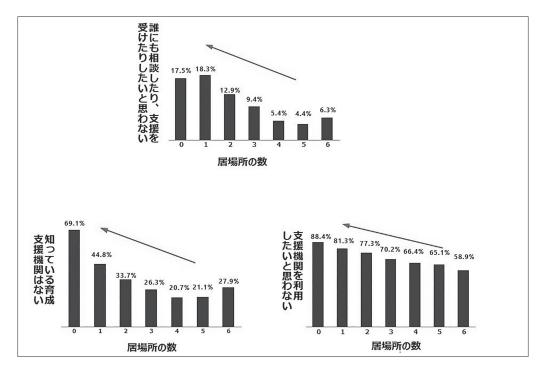
(出典:内閣府「子供・若者の意識に関する調査」(2016年度及び2019年度)

また、同調査によると居場所と自己認識の関係についても調査している(図 2)。横軸は前述の 6 つの居場所の数を表し、縦軸は前向きな自己認識の数字を表している。例えば、自己肯定感のグラフを見ると居場所がどこにもないと回答している子供の自己肯定感は 10.3%となっているが、 6 つの場所いずれも居場所になっていると回答した子供については、72.0%となっており、居場所の数の多寡と前向きな自己認識には正の相関関係があるということが分かる。これは、自己肯定感以外のすべての項目においても同様の相関がみられている。つまり、子供・若者の心の居場所をいかに増やせるかということが、子供・若者育成支援推進大綱における重要な要素になっていることが分かる。



(図2)子供・若者の居場所と自己認識の関係

(出典:内閣府「子供・若者の意識に関する調査」(2019年度))



(図3)子供・若者の居場所と支援希望等との関係 (出典:内閣府「子供・若者の意識に関する調査」(2019年度))

さらに、子供・若者の居場所と支援希望等との関係についても調査している(図3)。

例えば「支援機関を利用したいと思わない」の項目を見ると居場所の数が少ない子供・若者ほど支援機関を利用したいと思わないと感じており、負の相関関係となっている。

つまり、困った際には、この窓口へ行きましょう、ここへ電話してくださいといったような受け身の広報を行うだけでは解決しない問題があるということが示唆される。どこにも居場所がなく孤立を深めている子供・若者に対しては、アウトリーチ型の支援といった、支援側から手を差し伸べていくようなアプローチが不可欠である。

### 3. 大綱にみる子供・若者を取り巻く状況

### (1) 社会全体の状況について

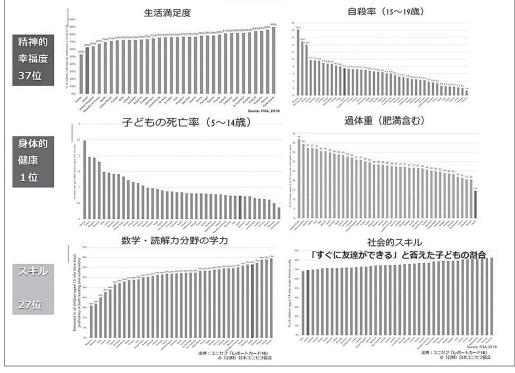
本大綱では、子供・若者を取り巻く状況を、5つの場(家庭、学校、地域、インターネット空間、働く場)に分けて整理するとともに、これらの場を通じて影響を与える社会全体の状況を分析している。

まず、社会全体の状況について 10 個のキーフレーズで整理をしている。その中で、Well-being というキーワードは端的に言うと幸福という言葉であるが、happiness という意味での一時的な幸福感情とは少し違い、その周りを取り巻く環境要因を含めて幸せというものを総合的にみるという概念である。図 4 は、2020 年にユニセフが実施した国勢調査から一部抜粋した結果であるが、子供の Well-being の状況を国際比較したものである。子供の幸福度について、先進国 38 カ国のうち、日本は総合 20 位となっている。

精神的幸福度は38カ国中37位という結果となっており、これは今の生活にどの程度満足しているかといった生活満足度及び15歳から19歳の自殺率を総合評価した順位となっている。

一方で、身体的健康は先進国中1位になっている。これは子供が幼くして亡くなる死亡率及び過体重を総合評価した順位となっている。しかし、健康という概念は、複雑なものであり、例えば視力など別の要素を考えると、子供達の健康上の課題が全くないというわけではないため、少ない指標でみた時には、日本は世界で一番健康と評価されているということである。

スキルについては、27位となっているが、これも両極端であり、数学や読解力については、世界トッ



(図4) 子供の幸福度 (Child Well-being) 日本 20 位 /38 か国 (ユニセフ調査) (出典: ユニセフ・イノチェンティ研究所「レポートカード 16—子どもたちに影響する世界: 先進国の子どもの幸福度を形作るものは何か」(英語版: 2020 年 9 月刊行/日本語版: 2021 年 2 月刊行))

プレベルである一方で、「すぐに友達ができますか」というような社会的なスキルについては、非常 に低い順位となっており、日本特有の課題が現れている。

いずれにせよこのWell-being は、単一の指標ではなく、複数の指標、環境要因を組み合わせて、子供の幸せを見ていこうという概念である。

### (2) 子供・若者が過ごす「場」ごとの状況

ここでは、子供・若者が過ごす5つの「場」について説明する(図5、6)。まず「家庭」については、まさにホームグラウンドといえるが、これが荒れてきているという状況がある。例えば、児童 虐待の相談対応件数が近年増加傾向であることや、ヤングケアラーについても近年問題視されている。

次に「学校」については、特に自殺をした児童生徒数が、コロナ禍である 2020 年は過去最多となっていることや、いじめの問題も深刻な課題である。さらに「地域」については「地域での近所付き合いをしますか」という問いについても、年々減少傾向となっており、3分の1以上の人たちは、近所付き合いがまったくないという状況になっている。「情報通信環境(ネット空間)」については、ネット利用が急激に進んだ一方で、その影の部分も非常に濃くなっている。一例を挙げると SNS に起因する事件に巻き込まれる児童の被害数も増加しており、誹謗中傷などの問題も深刻化している。こういったことが自殺などにもつながってきていると考えられる。

さらに、若者の就労に関する問題についても、コロナ禍において WEB 面接が主流になるなど大きな変化が見られることや、若年無業者 (ニート) の増加など、コロナ禍での悪化が懸念され、早急な対応が求められている。

### ①家庭

虐待、貧困、ひきこもり、ヤングケアラー等が社会問題化。コロナ禍は、困難を抱える家庭に特に深刻な影響を与える一方、「増えた家族との時間を保ちたい」とする者が多いなど、家族観の前向きな変化も

# 【児童虐待】児童相談所における児童虐待相談対応件数2015年度 約10.3万件 2020年度 約20.5万件 [厚生労働省「福祉行政報告例」] (過去最多) 【ヤングケアラー】当てはまるとする者の割合2020年中学2年 1.8% 高校2年(全日)高校2年(定時)通信制高校生 4.6% [厚生労働省 「令和2年度ヤングケアラー

### ②学 校

特別支援教育や日本語指導が必要な者が 増加するなど、児童生徒は多様化。自殺、 不登校、いじめなど、生徒指導上の課題 が深刻化。学校現場の負担は年々増大 【自殺】児童生徒の自殺者数

2016年 320人 2020年 499人 (過去最多)

[警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成]

の実能に関する調査研究|]

【**いじめ**】いじめの重大事態 2015年度 ■ 314件

2020年度 514件

※ 2019年度は723件(過去最多)

[文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒 指導上の誘課題に関する調査」]

### (図5)子供・若者が過ごす「場」ごとの状況①

(出典:内閣府作成資料)

### ③地域

近所付き合いの減少など住民のつながりの希薄化、地域活動の担い手の高齢化・ 固定化等が指摘される一方、コロナ禍で 若者の地方移住への関心が高まり、都心 部からの転出の動きも



### ④情報通信環境(ネット空間)

教育や行政、医療などあらゆる分野で デジタル化が加速し、ネットの利活用 が進む一方、SNSに起因する犯罪被害、 誹謗中傷等の弊害も深刻化

## 【SNS被害】SNSに起因する事犯の被害児童数

 2015年
 1,652人

 2020年
 1,819人

[警察庁「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」]

### ⑤就業(働く場)

近年、若者の失業率や平均賃金、非正規雇用者の割合等は改善傾向にあったが、若年無業者(ニート)の増加などコロナ禍で悪化が懸念。一方、テレワークが急速に普及するなど、新たな働き方の動きも

### 【**若年無業者**】15~39歳人口に占める無業者の割合 2015年 2.1%

2015年 2.1% 2.7% 2.7% (新務金 (学會力調査 ) ]

(図6)子供・若者が過ごす「場」ごとの状況②

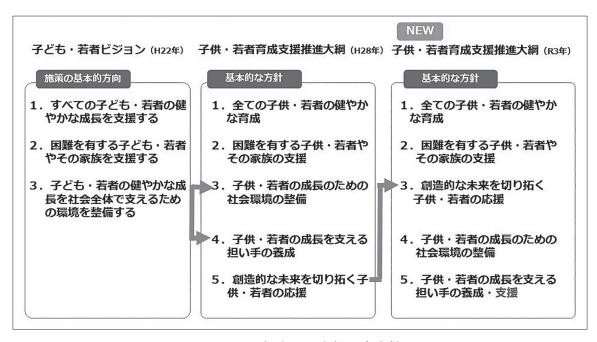
(出典:内閣府作成資料)

### 4. 大綱が掲げる子供・若者育成支援の方向性

### (1) これまでの大綱の方向性について

内閣府では、これまで3回大綱を作成しているが、各回で少しずつ内容が更新されている。最新(令和3年)の大綱では、前回(平成28年)大綱の5番目の項目だった「創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援」について、困難な状況を抱えながらも特定の分野で突出した才能を示す子供たちがいるという状況から、2番目の項目「困難を有する子供・若者やその家族の支援」との重なりを踏まえ、その並びを近い位置に変更した。さらに、5番目の項目の担い手については、養成するだけではなく、

持続的な活動を支援していくということも重要であるため、支援というキーワードを加えている(図 7)。



(図7) これまでの大綱の方向性

### (2) 新大綱の基本的な方向と基本施策について

### ①全ての子供・若者の健やかな育成

全ての子供・若者が、かけがえのない幼年・若年期を健やかに過ごすことができ、かつ人生 100 年時代、絶え間ない変化の時代を幸せ (Well-being) に、自立して生き抜く基礎を形成できるよう、育成する。

### 【基本施策】

自然・文化体験の充実と1人1台ICT環境の有効活用、少人数学級の実施、健康・安全教育、消費者教育の推進、社会形成に参画する態度、若者の雇用安定化等

### ②困難を有する子供・若者やその家族の支援

困難を有する子供・若者が、速やかに困難な状態から脱し、あるいは困難な状況を軽減・コントロールしつつ成長・活躍していけるよう、家族を含め、誰ひとり取り残さず、かつ非常時においても途切れることなく支援する。

### 【基本施策】

担当大臣のリーダーシップの下での孤独・孤立対策、自殺、虐待、貧困、ひきこもり等への対策、複合的課題への包括的支援、SNS 相談やアウトリーチの充実、SOS を出し、受け止める力の育成 等

### ③創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

子供・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓いていけるよう、応援する。

### 【基本施策】

STEAM (Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics) 教育、起業家教育、"出る杭"の応援、地方移住、地域貢献活動の促進 等

### ④子供・若者の成長のための社会環境の整備

家庭、学校、地域等が、子供・若者の成長の場として、安心・安全な居場所として、Wellbeingの観点からより良い環境となるよう、社会全体、地域全体で子供・若者を育てる機運を高め、ネットワークを整え、活動を促進する。

### 【基本施策】

多様な居場所づくり、子育て支援、家庭教育支援、地域と学校の協働、ネット利用の適正化、働き方改革、テレワーク、子供・若者への投資の推進 等

### ⑤子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

教育・心理・福祉等の専門人材から、地域の身近な大人、ひいては当事者たる子供・若者自身に至るまで、多様な担い手を養成・確保するとともに、それぞれの連携・協働の下、持続的な活躍が可能となるよう支援する。

### 【基本施策】

企業等の参画促進、教師の資質能力の向上、専門や地域を超えた共助の推進、先端技術・データ活用 (Child-Youth Tech) 等

### 5. 大綱に基づく施策の推進について

### (1) データを活用した施策の評価・推進

子供・若者の多様化や課題の複雑化、孤独・孤立やWell-beingの観点等を踏まえ、多様なデータを参考指標(子供・若者インデックス)に設定している。それらを可視化した子供・若者インデックスボードを作成し、総合的・多面的な評価、社会全体での支援推進に活用する(図8)。

### ▶内閣府HPに、**子供・若者インデックスボード**を掲載。 子供・若者インデックスボードver.2.0の目次 I 子供・若者の意識 Ⅲ満足度・生活の質を表す指標群 Ⅱ子供・若者及び子供・若者を (ダッシュボード) 取り巻く状況 ・家計と資産 1. 自己について (自己肯定感等) 1. 場ごとの状況 ・雇用と賃金 2. 周囲について ①家庭(虐待、貧困、ひきこもり等) ・住宅 ①居場所 ②学校(自殺、不登校、いじめ等) ・仕事と生活 ②相談できる人 ③地域(地域での付き合い等) ·健康状態 ③助けてくれる人 ④ネット (利用状況、SNS被害等) · 教育環境 · 教育水準 ④場ごとの認識 ⑤働く場(失業率、平均賃金等) 社会とのつながり ⑤人の関わり 2. 複数の場に共通する状況 白然環境 ⑥居場所の数と自己認識の関係 ・身の周りの安全 ①生命·安全 (自殺、犯罪等) ⑦相談できる人がいる場の数と 子育てのしやすさ ②健康 (肥満、痩身、視力等) 自己認識の関係 介護のしやすさ・されやすさ ⑧困ったときに助けてくれる人が いる場の数と自己認識の関係 3. 支援について

(図8) 子供・若者インデックスボードについて

### (2) 子供・若者の参画促進

政策形成過程において子供・若者の意見が積極的かつ適切に反映されるよう、審議会、懇談会等の 委員構成に配慮するとともに、インターネットによる意見募集や直接参加型の意見交換等を推進して いる。

### (3) 地域における取組の推進

地方公共団体における子ども・若者計画の策定等を支援するとともに、先進事例の共有等により、

地域における取組の充実を図る。

### (4) 大綱の見直し

大綱の期間はおおむね5年(令和3~7年度)としつつ、社会情勢、政策動向等に応じ適時改定する。3年目に中間評価を新たに実施予定となっている。政策的に関連の深い他の大綱等の見直し状況を踏まえ終期を判断する。

### 【参考】

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針(令和3年12月21日閣議決定)抄

- 3. こども家庭庁の設置とその機能
- (3) 強い司令塔機能
  - … (中略)

これまではバラバラに運営されてきた総理を長とするこども政策に関わる閣僚会議3をこども家庭庁に移管し、一体的に運営する。

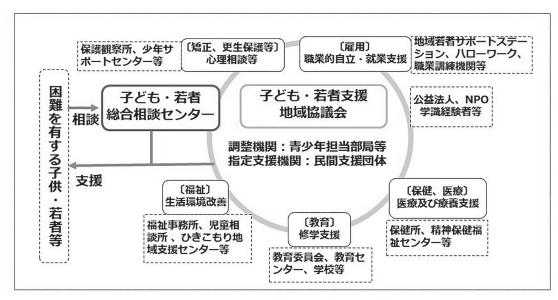
また、別々に作成・推進されてきたこども政策に係る大綱4を一体的に作成・推進する。 こども家庭庁創設後に、こども政策の推進に係る有識者会議報告書(令和3年11月29日) で示された以下の政策の柱を踏まえ、こども政策に係る新たな大綱を作成する。

- ①結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指す。
- ②全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する
- ③成育環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

### 6. 大綱を踏まえた内閣府の主な施策について

### (1) 分野横断的な支援体制の整備支援

教育、福祉、保健、医療、矯正、雇用等の関係機関・ 団体が密接に情報共有等を行う子ども・若 者支援地域協議会や、子供・若者の育成支援に関するさまざまな相談に応じ、関係機関の紹介、助言 等を行う子ども・若者総合相談センターの地方公共団体における設置及び機能向上を、アドバイザー の派遣や研修・会合の開催、好事例の提供等により支援するとともに、各地の協議会・センター間の



(図9) 分野横断的な支援体制の整備支援について

(出典:内閣府作成資料)

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 少子化社会対策会議、子ども・若者育成支援推進本部、子どもの貧困対策会議。

<sup>4</sup> 少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱等。

連携(ネットワークのネットワーク)による全国的な共助体制の構築を図る(図 9)。(厚生労働省重層的支援体制整備事業とも連携)

### (2) 地域で中心的役割を果たす支援人材の養成

前述の子供・若者の居場所で触れたアウトリーチについて、訪問支援するという形でのサポートを 担える人材の研修ということで、毎年一般的な研修と上級の研修2つの段階に分けて実施しており、 参加者のネットワーク化により全国的な共助体制を構築している。

アウトリーチ (訪問支援) 研修 / アウトリーチ上級研修 / 相談業務研修 / 相談業務上級研修 等

### (3) 子供・若者の参画促進

内閣府では、子供・若者の中から希望者を登録し、WEB や直接対話で意見を募るユース政策モニターに取り組んでおり、昨年はモニター数が 1,000 人と、以前の 2.5 倍の規模に人数を増やし実施している。

ユース政策モニター/青年リーダー研修 等

### (4) 国民運動の展開

毎年11月を「子供・若者育成支援推進強調月間」に指定し、この機会に、子供・若者の支援について、一人一人が考えるきっかけとなるようにキャンペーンを実施している。

子供・若者育成支援推進強調月間(11月)/中央研修・ブロック研修/内閣総理大臣等表彰等

### (5) 調査研究等によるエビデンスの提供

内閣府では、子供・若者白書を出版しており、内閣府のホームページでも確認することができる。 政府の子供・若者に対する取組に対する参考となれば幸いである(図 10)。

子供・若者の意識調査、困難な状況にある子供・若者に関する調査研究等 / 子供・若者白書 子供・若者インデックスボードのとりまとめ 等

### ▶子供・若者白書は、大綱の柱建てに沿って構成。

大綱に基づく施策の実施状況や子供・若者に関する最新データ、官民の先進事例等を紹介。



- 第1章 子供・若者育成支援施策の総合的な推進
  - 特 集 新たな子供・若者育成支援推進大綱の策定
- 第2章 全ての子供・若者の健やかな育成
- 第3章 困難を有する子供・若者やその家族の支援
- 第4章 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
- 第5章 子供・若者の成長のための社会環境の整備
- 第6章 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援
- 第7章 施策の推進体制等
- 子供・若者インデックスボード

参考資料

(図 10) 子供・若者白書について

# ●行政説明Ⅱ(

# 「児童生徒を巡る現状・課題と学校に求められる『協働』」

### 鈴木 慰人

(文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長)

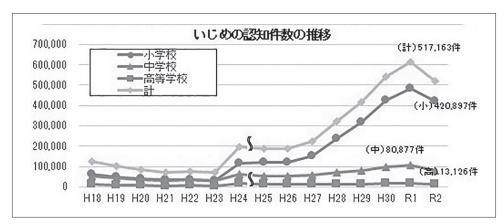
### 1. はじめに

昨今、児童虐待や犯罪被害、ヤングケアラーなど児童生徒を取り巻く状況について、日々学校現場において対応が求められている。その他にも子供の貧困、性被害・犯罪被害など課題が増加している。また、単純な問題行動だけではなく、社会不安や家庭の状況など、様々な背景を抱えている子供たちが増えており、いじめや自殺などの加害者や被害者になっている。対応にあたっては、学校のみならずそれぞれの関係する行政機関と連携し、密接に情報等を共有し、対応を行うことが重要になってくる。本説明では、児童生徒を巡る現状・課題と学校に求められる「協働」について説明する。

### 2. 児童生徒を巡る現状・課題

### (1) いじめの現状

いじめの現状について、文部科学省が実施している「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」の結果をみると、いじめの認知件数は平成25年から令和元年にかけて増加している。令和2年度は若干減少傾向にあるが、全体として増加傾向にあり、学校や教育委員会など現場の努力により、いじめの積極的な認知が進んだものと考えられる(図1)。



(図1) いじめの認知件数の推移

(出典: 令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要、文部科学省、2021)

また、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により、生活環境が変化し児童生徒の間の物理的な距離が広がったことや新型コロナウイルス感染症拡大の影響による偏見や差別が起きないよう学校においてこれまで以上に児童生徒に目を配り指導・助言をしたこと等により、いじめの認知件数が減少したと考えられる。文部科学省では、いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、いじめ防止対策協議会が設置されており、令和3年度においては、本協議会でいじめの重大事態の調査に係る初期対応や体制の在り方について、議論されているところである(図2)。

### 背景

### いじめ重大事態の対応に関する主な指摘

- ⇒ 事案が発生したにもかかわらず、学校がいじめとして認知できなかった。
- ⇒ 重大事態の疑いのある事案が生じていたが、調査組織の迅速な設置や調査の開始に至らなかった。
- → 調査組織の委員の選定において、中立性・公平性が担保されていない。
- → 関係する児童生徒や保護者に対し、重大事態調査の目的や方向性、調査組織やスケジュール感等の説明が不足している。
  - ⇒ 学校・教育委員会等の教育現場におけるいじめ対応に関する体制面や運用面に係る課題が指摘。

### 目的

- ①調査組織の目的や位置付け、②権限・能力、③調査結果の内容(報告事項)等 について改善を図り、学校・教育委員会等の教育現場における重大事態対応に 係る困り感の解消を目指す。

### 主な協議事項

- 重大事態調査における初期対応
- 11 委員の人選・人材の確保
- 被害児童生徒及び保護者等への対応
  - ※実態把握のため、アンケート調査や関係者へのヒアリングを実施。

(主なアンケート項目:重大事態調査の初期対応、第三者委員会の体制確保(人員・アウ) 調査実施における課題、再発防止徹底のための教委の支援等)

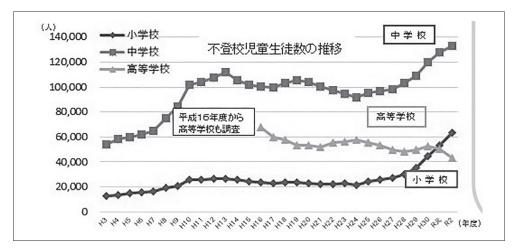
### スケジュール(案)

- 第1回 (R3.11.22)
  - ・いじめの現状について
  - ・協議事項、アンケート案 ほか
- 第2回 (R3.12.17)
  - ・関係者へのヒアリング 村山委員 (日本弁護士連合会推薦)
- アンケート調査に加え、ヒアリング を行いながら、年度内とりまとめを 目指し議論。
- ※ 12月 アンケート調査実施 1月 アンケート回収

### (図2) いじめ防止対策協議会(令和3年度)

### (2) 不登校の現状

不登校の現状について、文部科学省が実施している「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生 徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」の結果をみると、不登校児童生徒数は高等学校では減少 傾向であるが、令和2年に小学校では約6万人、中学校では約13万人と近年増加傾向にある(図3)。



(図3) 不登校児童生徒数の推移

(出典: 令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要、文部科学省、2021)

近年増加する不登校児童生徒の現状等を踏まえ、「義務教育の段階における普通教育に相当する教 育の機会の確保等に関する法律」が平成28年に成立し、翌年には「義務教育の段階における普通教 育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」(以下、「基本指針」という。)が策定された。 基本指針には基本的な考え方として、①全ての児童生徒にとって魅力あるより良い学校づくりを目指 すとともに、いじめ、暴力行為、体罰等を許さないなど安心して教育を受けられる学校づくりを推進 すること、②不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こりうるものとして捉え、不 登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支 援を行うことが重要であること、③不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不 登校児童生徒の状況に応じた支援が行われることが求められるが、支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、などがあげられており、それに基づいた具体的な施策の方向性が示されている。文部科学省において、不登校児童生徒に対する支援充実に向けて、「不登校に関する調査研究協力者会議」を設置し、支援策の検討をしている。



(図4)児童虐待相談の対応件数・内容・経路内訳

(出典:令和2年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数、厚生労働省、2021)



(図5)「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の概要

(出典:学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き、文部科学省、2020)

### (3) 児童虐待の現状

厚生労働省が発表している「令和2年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数」によると、令和2年度の児童相談所の児童虐待相談対応件数は、205,044件あり、平成11年度と比較して約18倍となっている。増加の要因の一つとしては、相次ぐ虐待死亡事件を受け、学校や警察、近隣住民からの相談や通告が増えたことが考えられる。

相談経路は、警察等(51%)が最も高く、次いで近隣知人(13%)、家族(7%)、学校等(7%)となっており、警察等を除くと家庭や学校からの報告が多いことから、学校における早期発見・早期対応が重要となってくる(図4)。

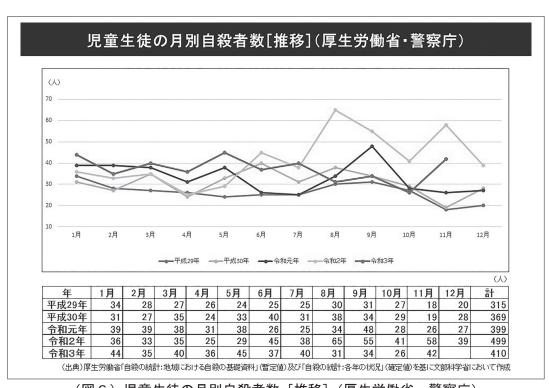
児童虐待の問題に対応するため、文部科学省において、学校、教育委員会等が児童虐待の対応に留意すべき事項をまとめたマニュアル「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成、周知されている(図5)。

### 3. コロナ禍における児童生徒を巡る状況について

コロナ禍において、児童生徒同士のみでなく、教師と児童生徒間のコミュニケーションも希薄になっている。また、学校の長期休業により児童生徒の生活が一変している現状があり、文部科学省では「不登校児童生徒に対する ICT 等を活用した学習支援について(事務連絡)」を発出し、不登校児童生徒に対して、ICT 等を活用した学習支援及び相談支援を推進している。

### (1) 児童生徒の自殺者数について

令和2年度は児童生徒の自殺者数が大幅に増加している。警察庁及び厚生労働省が作成している「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」(暫定値)及び「自殺の統計:各年の状況」(確定値)をみると、コロナ禍前(令和元年度)の年間の自殺者数は約300名程度だったが、令和2年度は約500名と急増している(図6)。



(図6) 児童生徒の月別自殺者数 [推移] (厚生労働省・警察庁)

(出典:「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」(暫定値)及び「自殺の統計:各年の状況」(確定値)、 警察庁、厚生労働省、2021) また、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において、コロナ禍における児童生徒の自殺の現状(自殺者数の推移・背景)と課題の整理及びコロナ禍における児童生徒の自殺予防等のために早急に講じるべき具体的施策が示されたところである(図7)。

### 現状

### ●児童生徒の自殺者数

- ・令和2年499人に増加。前年(81:389人)に比べ100人増加。
- ・特に女子高校生の増加が著しい。80人(Rt) →140人(R2)。

### ●自殺の原因・動機、背景等

- ・進路に関する悩み(入気に関する悩みを除く)、学業不振、 親子関係の不和が上位3項目。
- ・家庭環境:家族内葛藤等の家庭環境の不和。 学校環境:息抜きの場所、達成感等が得られる 自分を支える場所などの日常が変化。
- ・女子の自殺の要因は「病気の悩み・影響」が上位。

※数値については厚生労働省「自殺の統計」を参照。

### 必要な施策

- 心の健康の保持増進に係る教育及び啓発の推進
- ·SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育の充実。
- ・心の健康の保持に必要なマンパワーの確保。
- ■課題の早期発見・対応等へ向けたICT活用
- ・ICTを児童生徒の状況を多面的に把握するとともに、 悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見・対応に寄与。
- ■関係機関等の連携体制の構築
- ・それぞれの関係機関の役割や限界性を理解、
- ・連携できる体制の在り方を絶えず点検・補強 などに留意。

### (図7) 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 審議まとめ【概要】

(出典:「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」、文部科学省、2021)

### (2) 児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について

教育活動の再開にあたり、感染防止対策を徹底した上で児童生徒に対する生徒指導等について留意 すべき事項として文部科学省より令和2年5月に「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中 学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意 事項について(通知)」としてまとめ、各都道府県教育委員会等に周知された(図8)。

### 【児童虐待関係部分】

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、先が見通せないことによる不安やストレス等に加え、臨時休業等により児童生徒や保護者の在宅時間が増加し、周囲の目が届きにくくなることから、<u>児童虐待のリスクの増加や深刻化が</u>懸念されます。

### ◆学校再開後における対応

- 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康診断等の実施,児童生徒に学校休業中の状況の聞き取りやアンケート調査を行うなどにより,児童生徒等の状況を的確に把握し,スクールソーシャルワーカーや関係機関等による支援に確実につなげることが重要です。
- 欠席している児童生徒等に対しては、感染症対策の徹底に留意しつつ、必要に応じて家庭訪問や関係機関との連携を行うなどにより、定期的に児童生徒の状況を把握することが必要です。
- 特に、新入生や転入生の児童生徒に関しては、前年度との比較により変化に気づくことが困難です。電話等により、保護者や 学校間での情報交換、引継ぎ等を綿密に行うようお願いいたします。
- 教職員は虐待と疑われる事案を発見・見聞きした場合は、特定の教職員で抱え込まず、直ちに校長等の管理職に相談・報告 し、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応するようお願いいたします。
- <u>迷いや疑義がある場合は市町村(虐待対応担当課)に通告・相談するなど早期対応をお願いいたします。</u>

16

(図8) 新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について(通知)

(出典:新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について(通知)、文部科学省、2021)

### 4. 文部科学省の取組の紹介について

### (1) いじめ・不登校対策

いじめ対策に関しては、児童生徒だけの状況だけでなく様々な背景の影響があること、また、学校での教育相談のみでなく、未然防止の観点から積極的な生徒指導を行うことが注目されている。

また、不登校児童生徒への支援については、関係機関との連携体制の整備と学校以外の場における 不登校児童生徒の支援を促進している。

### (2) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置

文部科学省において、スクールカウンセラーについては、全公立小中学校、全中学校区への配置に加え、いじめ・不登校対策、貧困対策、虐待対策のための重点配置に必要な経費を計上しており、教育相談体制の充実を図っている(図 9)。



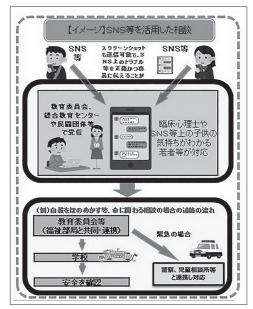
(図9) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

### (3) 子供たちの教育相談体制

文部科学省では、子供たちが全国どこからでも夜間・休日を含めて 24 時間いじめ等の悩みを相談 することができる「24 時間子供 SOS ダイヤルの実施」(図 10) や SNS 等を活用した双方向の文字情報 等による相談ができる「SNS 等を活用した相談体制の構築事業」(図 11) など、相談体制を整備している。



(図 10) 24 時間子供 SOS ダイヤル



(図 11) SNS 等を活用した相談体制の 構築事業

### 5. おわりに

青少年を取り巻く様々な課題を解決するためには、学校現場だけなく、関係する行政機関との連携が重要となってくる。文部科学省では子供を取り巻く様々な課題に対して未然防止や教育相談に関する包括的で一貫した体制整備により地方自治体や学校現場の支援を行い、教育相談が必要となる学校現場のバックアップに努めていく。

# ●行政説明Ⅲ●

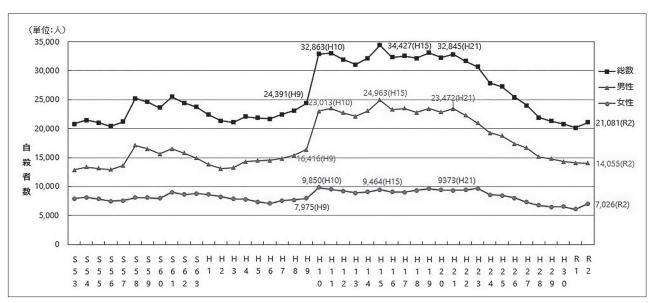
# 「自殺の動向等について」

### 山田 大輔

(厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室企画調整係長)

### 1. はじめに

警察庁が調査している「自殺者数の年次推移」をみると、長期的な自殺者の動向(昭和53年~令和2年)については過去3万人を超えていた時期もあり、政府全体で状況の打開を目的とした対策として平成18年に「自殺対策基本法」を制定した。制定後、自殺者数は減少傾向にあったが、令和2年度(21,081人、対前年比912人)は上昇傾向がみられた。自殺者数の男女比をみると女性は2年ぶりに増加となっている。一方、男性は11年連続減少の推移であるが、男性の自殺者数は女性よりも2倍の推移を示している(図1)。



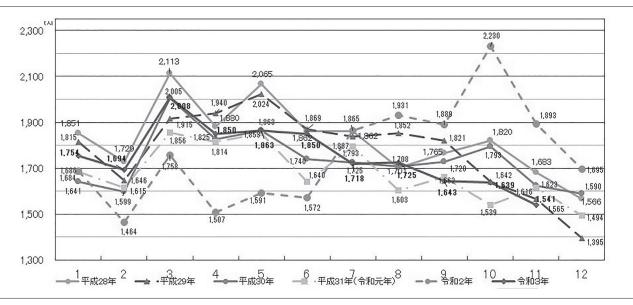
(図1) 自殺者数の年次推移(昭和53年~令和2年)

(出典:令和2年中おける自殺の状況、警察庁、2020)

### 2. 自殺者数の最近の動向について

### (1) 自殺者数の月別推移

令和2年度の上半期の自殺者数の推移は、コロナ禍により緊急事態宣言が発出されたことによる社会的な緊張感もあり、例年よりも大幅に下回ったが、7月以降は上昇傾向にあった。これは著名人の自殺が自殺者数の増加に影響しているのではないかと指摘されている。また、令和3年度の自殺者数の推移は、7月以降は令和2年度を下回っている(図2)。



(図2) 自殺者数の最近の動向(月別総数)

(出典:警察庁の自殺統計に基づく自殺者数の推移等、厚生労働省、2021)

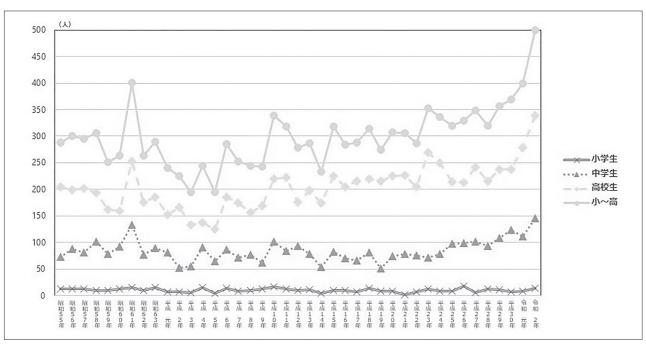
### (2) 年齢階級別自殺者数の比較

令和2年1月~11月及び令和3年1月~11月の年齢階級別自殺者数を比較すると、20歳未満の自殺者数は39名減少、さらに学生・生徒の自殺者数も47名減少しており、対前年度で比べると令和3年は減少傾向にある。

### (3) 児童・生徒の自殺者数の年次推移

自殺者の推移は全体的に減少傾向であるが、令和2年度の児童・生徒の自殺者数は499名であり統計開始以来、過去最大の値を示している(図3)。内閣府では「自殺総合対策大綱」を策定し、実態調査やゲートキーパー\*1の育成、国や地域における連携・協力の確保などの推進に努めている。

※1:ゲートキーパーとは、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺や自殺関連事象



(図3) 児童・生徒の自殺者数の年次推移

(出典:「令和2年中における自殺の概況 図表元データ」、厚生労働省、2021)

に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る人材のことである。(出典:「自殺総合対策大綱」、内閣府、2017)

### (4) 原因・動機別の児童・生徒の自殺者数

令和2年度の原因・動機別児童・生徒の自殺者数は、学校問題が最も多く 186 件、次いで家庭問題が 103 件、健康問題が 100 件と報告されている。なお、男女別での原因をみると、男性では原因不詳で 107 件、女性では学校問題で 93 件 $^{*2}$ と最も多かった(表 1)。

※2:警察庁「自殺統計」で公表されている自殺者数は、自殺日を基に集計している。一方、厚労省が通常利用しているのは「発見日」の人数(その方が発見された日)のため、データの数値が異なることにご留意いただきたい。

																(単	位:
			3500000	1900/2004	経済·生活	. 生 壬	学校問題							E. Carlotte	0.20		
			家族問題	家族問題 健康問題	問題	勤務問題	男女問題	ät	入試に関する 悩み	その他進路に 関する悩み	学果不振	教師との人間 関係	いじめ	その他学友と の不和	その他	その他	不詳
	小学生	総計	7	2	0	0	0	3	0	0	2	0	1	0	0	1	
令和2年 -		男性	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		女性	5	2	0	0	0	3	0	0	2	0	1	0	0	1	
	中学生	総計	36	18	0	0	1	54	7	11	15	0	4	7	10	10	
		男性	13	2	0	0	0	21	3	4	7	0	2	1	4	6	4
		女性	23	16	0	0	1	33	4	7	8	0	2	6	6	4	1
	高校生	総計	60	80	1	1	28	129	11	44	35	3	1	19	16	29	10
		男性	34	32	0	0	17	72	5	24	26	1	0	7	9	19	(
		女性	26	48	1	1	11	57	6	20	9	2	1	12	7	10	- 4

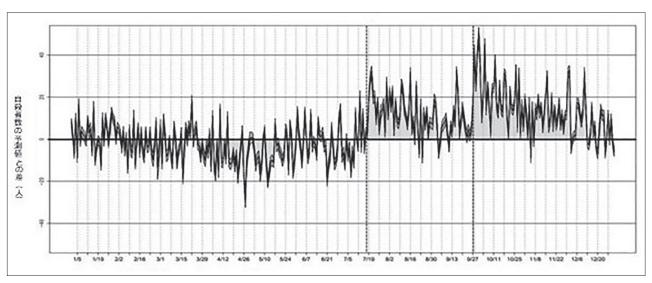
(表1)児童・生徒の自殺者数(原因・動機別)

(出典:「令和2年中における自殺の概況 図表元データ」、厚生労働省、2021)

### 3. コロナ禍における自殺の動向について

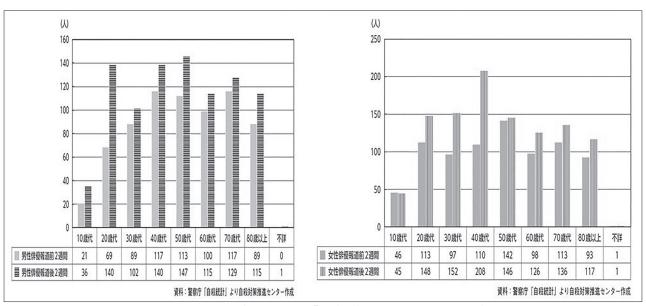
### (1) コロナ禍における自殺の動向(著名人の自殺報道の影響)

著名人の自殺報道前後2週間(令和2年7月18日~8月1日、令和2年9月27日~9月11日)の自殺者数を比較すると、自殺報道後に増加傾向にある。自殺報道の仕方によっては国民に多大な影響を与え、模倣自殺を誘発しかねないことからWHOも過度な報道を行わないことやセンセーショナルに報じないことなどの注意喚起を行っている(図4)。



(図4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下の自殺の動向 (著名人の自殺報道の影響) (出典: 資料: 警察庁「自殺統計」より自殺対策推進センター作成)

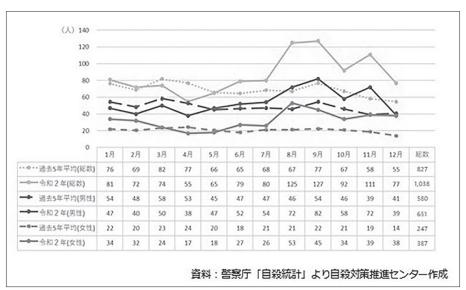
また、自殺報道がされた著名人(男性著名人:30代、女性著名人:40代)と年齢が近い層の自殺者数が増加傾向にある(図5)。



(図5) 自殺報道に関わる「年齢階級別自殺者数」の変化 (出典:資料:警察庁「自殺統計」より自殺対策推進センター作成)

### (2) コロナ禍における学生・児童・生徒の自殺の動向

コロナ禍における学生・生徒\*\*3の自殺者数は、過去5年平均と比較すると、令和2年は男性が71名増加、女性が140名増加と男女ともに増加傾向にある。なお、学生・生徒の自殺者数を月別でみると、令和2年6月以降は過去5年平均と比較すると断続的に増加傾向にある(図6)。



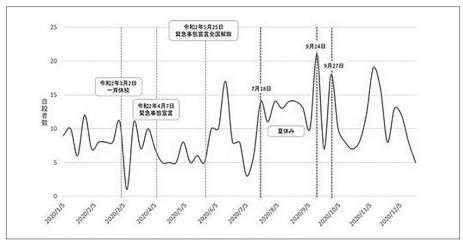
(図6) 男女別・月別でみた学生・生徒の自殺者数の比較

また、令和2年の児童・生徒\*\*4の自殺者数は、一斉休校の要請直後の令和2年3月は大きく減少している。しかし、児童・生徒の自殺者数は学校が再開した令和2年6月以降に急増し、長期休暇明けの9月にも断続的に増加している。児童・生徒の自殺時期については一斉休校や学校再開時期との関連が示唆された(図7)。

※3:ここでの「学生・生徒」は小学生・中学生・高校生・大学生及び専門学校生等を指す。

※4:ここでの「児童・生徒」は小学生・中学生及び高校生を指す。

インターネットの検索ワードについてみると、「学校 行きたくない」と検索がされている件数と 児童・生徒の自殺者数の推移が比例しており、児童・生徒の自殺者数の増加と関連があると考えられ る。



(図7) 児童・生徒の自殺者数の推移と学校状況

また、通常の SNS 相談窓口における相談延べ件数を年代別でみると、10 代の相談件数が 23,401 件 と最も多く、次いで 20 代が 21,144 件と高い割合を示している。10 代、20 代は SNS を用いての相談 がしやすいことが要因だと考えられる(表 2)。

(表2) 通常の SNS 相談窓口における相談延べ件数

						※ チt	イルトライン	支援センターは	18歳以下を対象	CUCUS
団体名	相談延べ件数	~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50歳~	小計	男性	女性	小計
特定非営利活動法人 東京メンタルヘルス・スクエア	24,206	6,398	7,567	4,781	2,994	1,276	23,016	3,985	19,230	23,215
特定非営利活動法人 BONDプロジェクト	19,061	8,402	9,694	0	0	0	18,096	16	18,271	18,287
特定非営利活動法人 目殺対策支援センターライフリンク	14,949	3,789	3,883	3,236	2,060	910	13,878	2,418	11,179	13,597
特定非営利活動法人 チャイルドライン支援センター	4,812	4,812	0	0	0	0	4,812	472	3,781	4,253
it it	63,028	23,401	21,144	8,017	5,054	2,186	59,802	6,891	52,461	59,352

(出典:令和2年4月~令和3年3月分SNS相談事業の実施結果、厚生労働省、2021)

# 4. 自殺対策基本法について

# (1) 自殺対策基本法の概要

平成10年以降自殺者数が3万人を超えており、この状況を打開することを目的として平成18年に「自殺対策基本法」が制定された。また、政府では平成19年に「自殺総合対策大綱」を策定し、都道府県・市町村がそれぞれ自殺対策計画を策定し、自殺対策に努めていくといった内容を定めた。「自殺総合対策大綱」内に、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」という文言もあり、子供や若者への重点的な支援としては「いじめを苦にした子どもの自殺の予防」や「学生・生徒への支援充実」、「SOSの出し方に関する教育の推進」などが挙げられる(図8)。

# 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

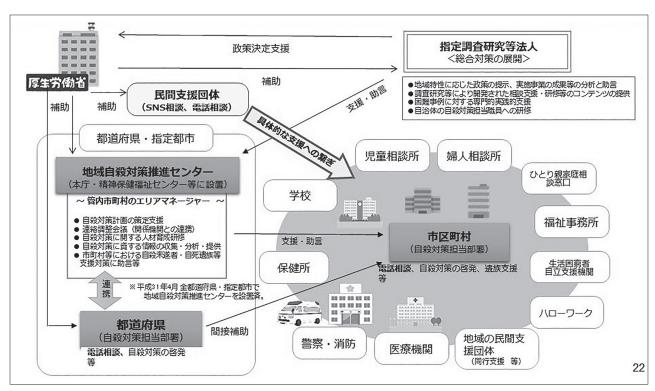
- 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
- 2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
- 4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
- 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 9. 遺された人への支援を充実する
- 10. 民間団体との連携を強化する
- 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

(図8) 自殺総合対策における当面の重点施策

(出典:「自殺総合対策大綱」(平成29年7月閣議決定)(概要)」)

# (2) 自殺対策の推進体制

自殺対策は国、都道府県、市町村、民間団体などそれぞれの役割に基づいて連携し、対応することが制度(都道府県は「都道府県自殺対策計画」、市町村は「市町村自殺対策計画」)として位置付けられている。国ではそれに対して予算をつけること補助や支援を行っている(図9)。



(図9) 自殺対策の推進体制

# (3) 自殺総合対策大綱の見直し

自殺総合対策大綱の見直しについては、概ね5年を目途に行う。前回は平成29年に閣議決定が行われたため、次回の見直しは和4年夏頃に自殺総合対策会議を開き、新たな自殺総合対策大綱の案を決定していく(図10)。

令和3年9月28日 第20回自殺総合対策会議 自殺総合対策の推進に関する有識者会議の開催 ○11月8日、12月6日、12月17日開催 ○1月~3月において月1回程度開催予定 年度内目途 取りまとめ 令和4年5~6月頃 パブリックコメント 夏頃目途 第21回自殺総合対策会議 (新たな自殺総合対策大綱案の決定) 新たな自殺総合対策大綱の閣議決定

(図 10) 新たな自殺総合対策大綱策定までのスケジュール

# 5. 厚生労働省の取組について

# (1) 令和3年度自殺予防週間に向けた取組

厚生労働省では9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間を踏まえて、国民全体に向けた自殺対策の取組を行っている。具体的にはインターネット検索で自殺に関連するキーワードを検索すると相談窓口ページの案内を表示したり、子供や若者が利用する SNS(YouTube, Yahoo!, SmartNews)の広告を掲載したり、著名人をゲストに迎えてインターネット番組の配信をするなど様々なツールで自殺予防の政策を展開している(図 11)。



(図 11) 令和3年度自殺予防週間に向けた取組(具体的イメージ)

# (2) 参考

厚生労働省はNPO 法人や一般社団法人と連携をし、電話相談窓口や SNS 相談窓口を開設している。 主な相談窓口一覧を厚生労働省のホームページで掲載しているので参考にしていただきたい(図 12)。



(図12) 主な相談窓口一覧

# 6. おわりに

今回、自殺者数の推移について年齢階級別、職業別、原因・動機別の比較、コロナ禍での動向統計 や、政府が行っている対策などから自殺者の動向の客観的な状況が読み取れるので参考としていただ き、引き続き青少年に対する支援の継続をお願いしたい。

# 研究講義・第1分科会【児童虐待】

# 「なぜ声を上げることは難しいのか~子どもの SOS を受け止めるために~」

川瀬 信一

(一般社団法人子どもの声からはじめよう 代表理事 内閣官房「こども政策の推進に係る有識者会議」構成員)

### 1. はじめに

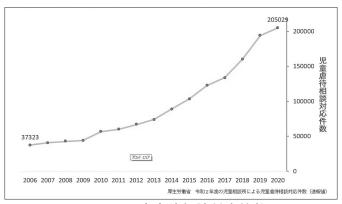
自分自身が虐待を受け、小学校4年及び6年生の時に、児童相談所に保護された。友達を家に呼べる環境を望み里親家庭での生活を経験した。その後、様々な事情から児童自立支援施設へ移り、児童養護施設を経験した。児童相談所の職員が、自分の願いに寄り添い、その実現の為に尽力してくださったことが、今の自分の取組に繋がっている。現在は、かつて自分が育っていた児童自立支援施設の中にある中学校の社会科の教員をしながら、子どもアドボカシーに取り組んでいる。本講義では児童虐待の現状や課題を押さえた上で、本取組について説明する。

# 2. 児童虐待をどのようにとらえるか

# (1) 児童虐待相談対応件数と児童虐待の分類

# ①児童虐待相談対応件数

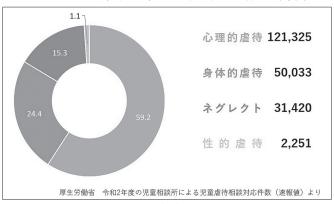
厚生労働省が発表した「令和2年度の児童相談所及び市区町村における児童虐待相談対応件数 (速報値)」をみると、児童相談所が対応する児童虐待の件数は増加傾向にあり、2020年は初めて2万件を超えた(図1)。



(図1)児童虐待相談対応件数

# ②児童虐待の分類

児童虐待は、心理的虐待、身体的虐待、ネグレスト、性的虐待の4つに分類される(図2)。 中でも多く発生しているのは心理的虐待で、その割合は全体の半分以上を占める。



(図2)児童虐待の分類

性的虐待のような見つかりにくいものもあるため、必ずしもこの件数が実数をそのまま表しているとは言えないが、多くの心理的虐待が発生していると考えられる。

特に近年は面前 DV (配偶者や家族等への暴力を目撃してしまう) が増えている。

# (2) 児童虐待の現状

# ①児童虐待と日本社会

日本の社会は、児童虐待を発見する社会になってきている。児童虐待の相談件数が伸びてきているのは、必ずしも児童虐待の実数が増えているということではなく、これまで発見されてこなかった潜在的な児童虐待が明るみになってきていると捉えるべきだと考えられる。

# ②なぜ日本において児童虐待が社会問題化したか

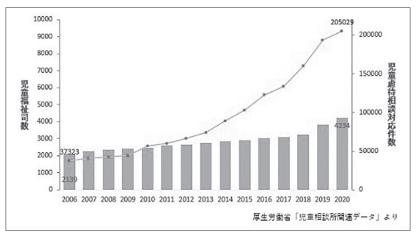
日本は、1994年に、児童虐待の防止が盛り込まれた条文が含まれる子どもの権利条約を批准した。このことが児童虐待防止運動の法的な後ろ盾となり、運動が活発化した。また、マス・メディアによる児童虐待に焦点を当てた報道が多くみられるようになった。こうした社会的な変化を受け、「児童虐待の防止等に関する法律」(通称:児童虐待防止法)が2000年5月に成立し、同年11月に施行された。同法では、虐待と思しき事案を発見した場合は通告する義務があることが明記され、2004年の改正では、面前DVも心理的虐待に含まれることとなった。

このように、児童虐待の社会問題化に伴い、児童虐待を認知する仕組みを整え、児童虐待の定義を拡大することで、児童虐待を発見する社会へと変化していった。

# ③増える虐待対応と追いつかない体制整備

児童虐待が社会問題化し、発見件数が増加し、これまで以上に対応を要する件数が増えた。しかし、現状では児童相談所の児童福祉司の増員が、児童虐待相談対応件数の増加に対して追いついていないため、児童福祉司1人当たりの対応件数が増加している(図3)。(48.4/1人)

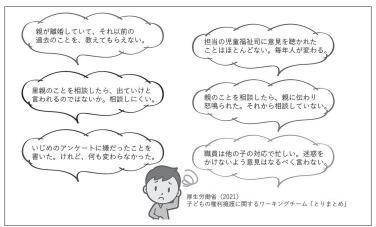
このため、子ども一人ひとりの声を丁寧に聴くことが難しくなり、子どもたちの SOS が軽く捉えられてしまったり、無視されたりしまいがちである。その結果として虐待に気づいていながら、あるいは保護されながら必要な支援が受けられない子どもが増えている。



(図3)児童福祉司と児童虐待相談対応件数

# ④なぜ声を上げることが難しいのか

子どもの立場になって考えると、声を上げることが難しくなってしまう事情は多くあり、厚生 労働省 (2021) の子どもの権利擁護に関するワーキングチーム「とりまとめ」によれば、図4の ような様々な事情が示されている。



(図4) 声を上げづらい理由

# ⑤声を上げられないことの深刻さ

声を上げられないということは目に見える暴力に比べれば、影響は大きくないと考えられがちだが、声を上げられない状況は、感情や思考が抑圧されることであり、これを子ども期に経験すると、その後の人生に大きく影響を及ぼすことが懸念されている(図 5)。

例えば、家族との関係回復や将来の夢などを諦めた経験や、直面している問題が周りに理解されない等の孤立感、孤独感を繰り返し経験することで、自分の人生であるにも関わらず、自分ではコントロールできないといった感覚に陥ることがある。



(図5)感情や思考の抑圧イメージ

# 3. 子どもの声を尊重する 子どもアドボカシー

# (1) 子どもアドボカシーとは

アドボカシーという言葉は、様々な場面で使用されており、「声を上げる」という意味で使用されている。

子どもの権利条約では、子どもは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり集まって団体を作り活動することができる権利(参加する権利)が定められている(図6)。



(図6)子どもの権利条約

参加する権利を保障するために子どもアドボカシーという取組を行っており、本取組は、子ども が自由に意見を表すことができるようサポートするものである。

子どもの立場だけに立って、子どもの意見を代弁するアドボケイトは、先進的な取組を行っているイギリスでは、子どものマイクのような存在であると例えられている。

# (2) 子どもアドボカシーの6原則

子どもアドボカシーには6つの原則がある(図7)。



(図7)子どもアドボカシーの6原則

# ①エンパワメント

肯定的パワー(権利意識、共感、連帯、信頼…)をもって、外的抑圧(権力、抑圧、暴力、差別、いじめ…)と内的抑圧の両方を取り除いていく。

# ②子ども主導

アドボケイトは「子どもの最善の利益」に向け、子どもの許可と指示のもと行動する。

# ③独立性

委託団体等から独立して設立及び運営されることで、利害関係にとらわれず、アドボケイトは 子どもために働く。

# ④秘密を守る

子どものプライバシーを常に尊重し、すべての情報は子どもの同意なしには外部へ漏洩しない。 ただし、本人や他人へ「重大な侵害」が及ぶことを防ぐために必要な場合や裁判所が命じた場合 はこの限りではないということも子どもにしっかりと伝える。

### ⑤機会の平等

性別、人種、宗教、文化、年齢、民族、言語、障害、セクシュアリティを理由にアドボカシー サービスへのアクセスと参加を妨げられる子どもがいないようにする。

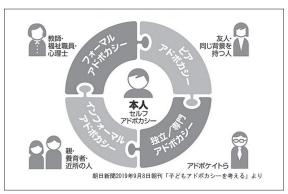
# ⑥子どもの参加

アドボカシー活動に子どもが参加することにより、活動は子どもたちにとってより魅力的で効果的なものになる。

# (3) 子どもアドボカシーは子どものパートナー

子どもアドボカシーの取組には、様々な立場の人たちが、それぞれの立場でできることを補完し合いながら、携わっている(図8)。

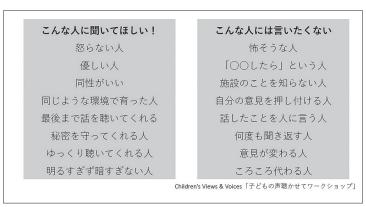
それぞれの立場が補完し合いながら、子どもの声を聴くことが大切である。



(図8) アドボカシージグゾーパズル 朝日新聞 2019 年9月8日 出典: 朝刊「子どもアドボカシーを考える」

# ①子どもが望むアドボカシー

子どものパートナーになるために大切なことは、子ども自身が教えてくれる(図9)。



(図9) 子どもが望むアドボカシー

# ②第三者が声を聴くことの必要性

子どもにとっては利害関係が強いほど(関係性が親密であるほど)、様々な思いが入り交じり、 本音を伝えることが難しく、これを補完することができるのが、第三者である。

このように、子どもの声を聴く人(=子どもが声を上げる先)の選択肢を増やすことが大切であると考えられる。

# (4) 声だけではない「子どもが発する SOS」

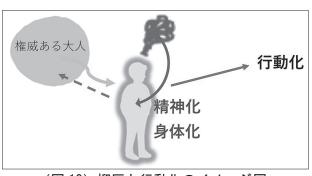
子どもの SOS は、声だけではなく様々な形で表現されることがある。

# 1問題行動

子どもにとって権威のある大人から抑圧を受けたり、放置されたり等のストレスフルな状況に置かれたとき、その要因に対して、コミュニケーションで解決することができれば、わざわざ問題行動を起こす必要はないが、何らかの理由によってストレスが解消できなかったときに、問題行動(行動化)として表れることがある(図 10)。

このような問題行動の見られる子どもは、一般的に見れば「困った子ども」とされてしまいが ちだが、心や身体にも何らかの症状が表れている可能性がある。行動化の見られる子どもを、「困っ

た子ども」として扱うのではなく、問題行動の背景に何があるのかを見極めることが大切である。 例えば、「万引き」という行為を考えてみると、「食べ物を与えられておらず、空腹に耐えか ねて」「家庭でストレスフルな状況が続き、そのストレスを解消するために」「仲間との同調圧 力から」など、同じ「万引き」という行為にもその背景にある思いや事情は様々であり、大人が とるべきアプローチの方法が変わってくる。背景にどのような思いや事情があったのかを理解す るためには、子どもの声に耳を傾けることが大切である。



(図10) 抑圧と行動化のイメージ図

# ②乳幼児の SOS

まだ言葉を発しないような乳幼児であっても、図11のように身体で様々なサインを発するこ とがある。このような小さな変化から、子どもが置かれている状況を知ることができ、その子ど もの家族がどのような状況であるかを知ることができる。



(図 11) 乳幼児の SOS

# 4. 子どもの声からはじめようの取組

子どもの声が尊重される社会を実現するため、「一般社団法人子どもの声からはじめよう」では次 にあげる様々な取組を行っている。

### (1) アドボカシーの担い手であるアドボケイトの養成

相手のことを理解するために声をかけ、耳を傾け続ける一方、 相手のことを理解したつもりになってはいけないなど、様々な ジレンマや答えの出ない問題に直面する。アドボカシーの基本 的な内容はもとより、これらに向き合い続ける力を身に付ける ため、養成講座を実施している(図12)。

- ①子どもアドボケイト養成講座<基礎> 4 時間×4 日間= 16 時間 約 50 名参加
- ②子どもアドボケイト養成講座<実践>

チームビルディング

子ども理解を深める

子どもアドボカシーの理念・原則

アドボケイトの役割と守秘義務

フォーマルアドボカシーの現状と課題 子どもアドボカシーのジレンマと対処

トラウマインフォームドケア

独立・専門・訪問アドボカシーの実際

人間関係づくり演習

子どもアドボカシーのプロセス

アドボカシーツールの開発

リフレクション

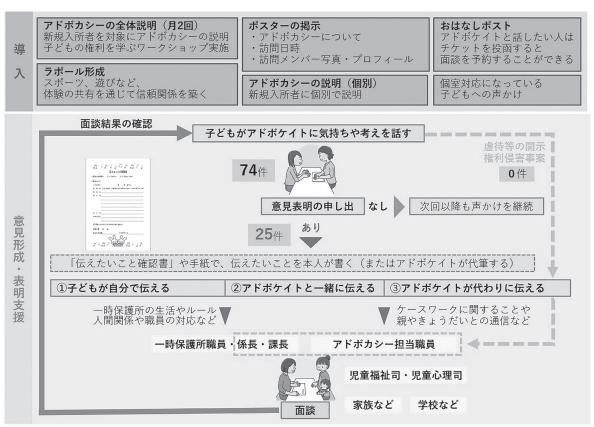
(図12) カリキュラム例

4 時間×4 日間= 16 時間 約 40 名参加

- ③子どもアドボケイト養成講座<実践>+plus 8時間×2日間=16時間 約30名参加
- ④アドボケイト登録面談 養成講座修了者を対象に面談を実施
- ⑤アドボケイト選任(約20名) 登録者から特別区児童相談所への訪問メンバーを選任(5名)

# (2) 児童相談所一時保護所における訪問活動

令和 3 年 6 月から児童相談所一時保護所における訪問活動を開始し、毎週土曜日  $9:30 \sim 11:30(2)$  時間)程度訪問し、新規入所者を対象としたアドボカシーの説明会や子どもの権利を学ぶワークショップの開催など、信頼関係を築きながら活動をしており、これまでに延べ 30 回、114 人が訪問している。図 13 は訪問活動の流れを示したものである。



(図13) 一時保護所における訪問活動の流れ

# (3) これまで実施してきた取組の成果と課題

これまで実施してきた取組に関する成果及び課題をまとめた(図 14)。成果としては、アドボケイトとの対話が安心感につながっている、子ども自身が今後どうしたいか等の意見を言っていいという事を実感してもらえている。一方で訪問・面談時間が短い、外国にルーツを持つ子どもへの対応、アドボケイトのケアなどの課題もある。

# ・こどもの視点

対話が安心感につながっている 意見を言っていいことを実感 独立した立場が理解されている 秘密を守る存在としての信頼感 ケースワークへのはたらきかけ 訪問時間・面談時間が短い 自ら相談できない児童への対応 プライバシーに配慮した声掛け 外国語やハンディキャップ対応 意見表明後のフォローアップ

# ・運用の視点

システム改善へのアプローチ フォーマルアドボカシーの促進 アドボカシーの文化への貢献 児童福祉審議会等の多機関連携 アドボケイトのケア 独立性の堅持と財源確保の両立

(図14) これまでの取組の成果と課題

# 5. おわりに

子どもに対するケアは一方通行ではなく、ケアをする側とされる側の相互行為である。子どもには望むケアを受ける権利、望まないケアを強制されない権利があり、ケアをする側にも望むケアをする権利、ケアすることを強制されない権利がある(図 14)。

良い支援が何かという問いには毎度悩まされるが、私は自分たち自身がこの権利意識に目覚め、権利があることを自覚した上で、子どもの権利及び自分自身の権利の双方を大切にしながら支援することが、より良い支援につながるのではないかと考えている。

# ケアをする権利

ケアをすることを 強制されない権利



# ケアを受ける権利

ケアを受けることを 強制されない権利

(参考) 上野千鶴子(2011)『ケアの社会学-当事者主権の福祉社会へ』

(図 15) 相互行為としてのケア

# 研究講義・第2分科会【SNS問題】

# 「青少年の SNS 利用実態から考える GIGA スクール時代の課題 ~モラルとリテラシーとリスク管理能力を育むために~」

尾花 紀子 (ネット教育アナリスト 安心ネットづくり促進協議会「普及啓発広報委員会」副委員長)

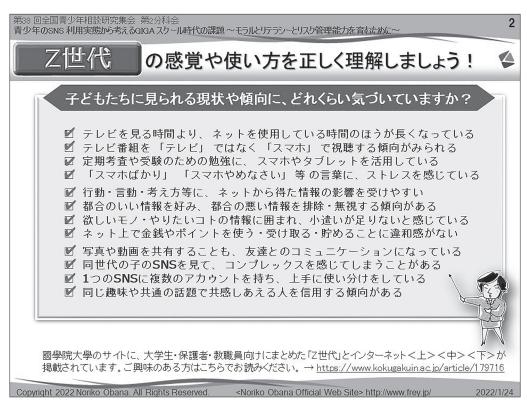
### 1. はじめに

近年、現実空間とバーチャル空間が融合した新たな社会を生きる次世代を育てるために、子どもの数だけデジタル機器がある時代となってきた。子どもたちに対して道路の歩き方、包丁の使い方と同様、年齢や経験や判断力に合わせたアドバイスや指導が必要だと認識していても、大人にとっても経験したことのない環境である。大人が不安や苦手感等から二の足を踏んでいる間に、子どもは自分たちで新しい使い方を受け入れてどんどん試していく。子どものインターネットの使用に向き合う「大人の意識改革」を行うことが必要とされ、本講義では子どもたちの心理・行動・トラブル等、インターネット及びデジタル機器に関する現状と課題を押さえた上で学校や家庭での子どもたちへの向き合い方を考える機会とする。

# 2. 青少年の SNS 利用実態について

# (1) Z世代の間隔や使い方の理解

「Z 世代」とは、概ね 1990 年代半ば~ 2010 年代初頭に生まれた子どもの世代のことで、現在の 10 歳くらい~ 20 代半ばとなる。10 歳未満の子どもたちは、 $\alpha$  世代となる。 Z 世代の子どもたちの 特徴は、テレビを見る時間より、ネットを使用している時間のほうが長くなっていることや行動・ 言動・考え方等に、ネットから得た情報の影響を受けやすいことなど下図のようなことが挙げられる(図 1)。



(図1) Z世代の子どもたちの特徴

# (2) 新型コロナウイルス感染症の影響

今、Z世代の子どもたちは、新型コロナウイルス感染症の流行に直面しており、家で過ごす時間が増え、友達とのコミュニケーションが減り、ストレスが溜まることで様々な問題が発生している。 コロナ禍での子どもたちの生活への影響は次のようなものがあげられる。

# (1)インターネットの利用時間がこれまで以上に増加

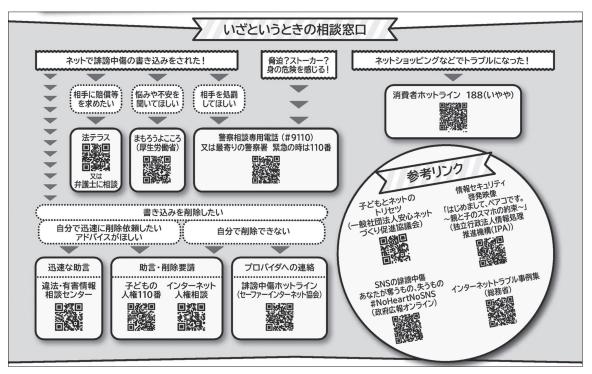
- ・GIGA スクール端末や自分の機器で学習・調べ物をする時間
- ・テレビ番組や動画の視聴などの時間
- ・友達と遊びに行けない・会えない代わりにコミュニケーションする時間
- ※利用時間が増えたことによって、依存傾向が生じてしまった子どもがいるが、利用時間の増加の内容をみると勉強や友達とのコミュニケーションに使っており、利用時間が増えたからというだけで一概に指導することはできないと考えられる。

# ②保護者の小言や親子喧嘩が増えた

- ・四六時中子どもがいることで、保護者が解放される時間が減りストレスに
- ・友達と遊べないストレスで、子どもが保護者にあたることがある
- ・テレワーク中に子どもが騒ぐ、回線のキャパが足りない等のもめごとも

# ③子どもの使い方が進んでしまい、これまで以上に大人が追い付けない

- ・ゲーム等でボイスチャット機能を使いこなしている小学生〔注意〕ボイスチャット機能を有するほとんどのゲームで小学生は対象年齢に満たない
- ・SNS やフリマなど、どんな使い方ややり取りをしているのかわからなくなってしまった



(図2)相談窓口

出典: 青少年の保護者向け普及啓発リーフレット「保護者がおさえておきたい4つのポイント(生徒編)」 URL: https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet\_use/leaflet.html

# (3) 相談窓口について

子どもたちがネットの誹謗中傷、ストーカー被害及び嘘の書き込みの削除等の相談がある場合は、

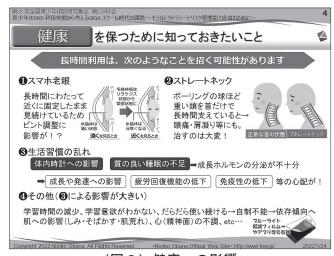
相談窓口として、法テラスや違法・有害情報相談センターなどの機関がある(図 2)。このような機関は、電話や問い合わせフォームなどで相談できるが、SNS でのやりとりで相談に乗ってくれる機関はまだまだ少ないのが現状である。Z世代の子どもは、メッセージアプリ等を使用し短い文章での言葉のキャッチボールをするコミュニケーションに慣れているため、スクールカウンセラーが在籍する相談室での相談や、電話相談などは相談し辛い体制だと考える。

また、電話相談は平日9時~17時の間のところが多く、子どもたちは学校にいる時間のため相談できない現状があり、子どもたちがアクセスしやすい時間帯に大人が合わせることが必要となる。子どもたちに相対する相談員については、身近な存在で話を理解してくれる大学生が望ましいという声も多く、他愛もない話をする中で大学生が信用できる存在となった時、本当の悩みを打ち明けてくれる子どもが多数いる。子どもたちの心に寄り添うような相談体制の構築が重要であり、緊急事態があった際には連携できるように警察や学校、教育委員会との連携体制を整えて運営することが求められる。

# 3. 成長期の子どもたちの健康面について

# (1) 長時間利用による健康面への影響

スマートフォンの長時間の利用は、子どもたちの健康面において様々な影響を及ぼすと考えられる(図3)。スマホ老眼とは、長時間に渡りスマートフォンの小さな画面を近距離で凝視することで眼の筋肉の緊張状態が続き、眼精疲労が繰り返されることで老眼のような状態(近い距離にピントが合わない)となること。疲労が蓄積されることで眼の機能(=視力)に影響が生じる可能性もある。ストレートネックは、重い頭を長時間支えていると頸椎が伸びてしまうことで、頭痛・肩凝りの原因になる。スマホ老眼及びストレートネックの対策としては、動画はストレートネックの対策としては、動画はス



(図3)健康への影響

マートフォンではなくテレビ画面で見るなど、大きな画面で離れた距離で視聴することも有効である。

スマートフォンの長時間利用は、生活習慣の乱れにも影響し、体内時計に影響するといわれている。スマートフォンが発するブルーライトは朝の青空の色に似ており、ブルーライトを浴びることで脳が朝だと勘違いしてしまうため、目が冴えてしまう。そのため夜でも眠くならず、質の良い睡眠の妨げになる。その結果、成長ホルモンの分泌が不十分になり、成長や発達への影響、疲労回復機能の低下及び免疫力の低下等が考えられる。その他の身体への影響としては、生活習慣の乱れによって、学習時間の減少や学習意欲の低下、さらにスマートフォンを使い続けることによって自制がきかなくなり、最終的には依存傾向になってしまうことや肌への影響、心の不調につながることが考えられる。ブルーライトについては画面用フィルムやブルーライト軽減アプリ等があるため併用して使用することがお勧めである。

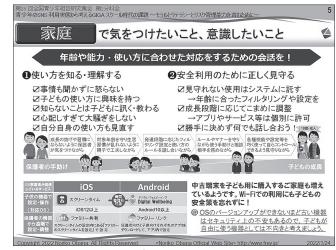
# (2) 家庭で気をつけたいこと、意識したいこと

保護者が子どもの年齢や能力、インターネットの使い方に合わせた対応を行うためは、子どもと様々な会話をしやすい環境を整えることが重要となる。そのために、保護者は「①子どものインターネットの使い方を知る・理解する」、「②安全利用のために正しく見守る」ことを意識したい(図4)。特に、安全利用のために正しく見守るには、年齢に合ったフィルタリングや設定を行い、発達段

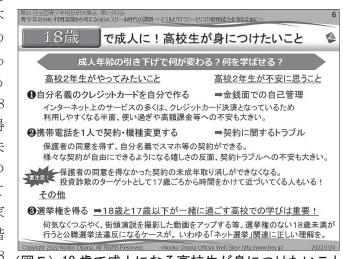
階や成長段階に応じてこまめに調整することが必要である。子どもが幼い頃は、安全に利用するために保護者が手助けし、年齢を経るごとに親子でいろいろ話をしながら、子どもが18歳で成人になる頃にはセルフコントロールができるよう工夫をしていくことが大切である。

# (3) 高校生が身につけたいこと

政府広報番組による高校2年生への調査で は、高校2年生がやってみたいことのベスト 3に、「自分名義のクレジットカードを作る」 と「携帯電話を1人で契約・機種変更する」 という回答が入っていた(図5)。逆に、不 安に思うことのベスト3には、「金銭面での 自己管理」や「契約に関するトラブル」があ げられており、やってみたいことに相対する 結果となっていた。令和4年4月から、18 歳は成人とみられるため、保護者の同意を得 ずに自らの意思で行った契約の取り消し(未 成年取り消し)はできなくなる。投資詐欺の ターゲットとして17歳頃から時間をかけて 子どもたちに近づいてくる人もいるため、家 庭、学校及び関連機関では高校1年生の段階 から注意喚起を行う必要がある。また、18 歳になると選挙権が与えられるが、何気なく



(図4) 家庭で気をつけたいこと



(図5) 18歳で成人になる高校生が身につけたいこと

SNS で選挙について投稿する、街頭演説を撮影した動画を掲載する等、選挙権のない 18 歳未満が行うと公職選挙法違反になる場合があるため、18 歳と 17 歳以下が一緒に過ごす高校では選挙の正しい知識を学ぶ機会を設けることが大切である。

# 4. SNS 利用で気をつけたいこと

# (1) SNS の正しい使い方を改めて考える

SNS 利用は、使い方次第でプラスにもマイナスにもなる。注意点は、SNS は、「相手が見えない」という基本的なことを改めて考えるということである。子どもたちにとっての SNS 利用で起きる危険とは、基本的には相手が見えないということが関係している。どのような点で指導者側が指導したら良いかを小学生以下、中学生及び高校生で分けて考えることが必要である。

### ①小学生以下:親子共に小学生以下はレーティング(対象年齢)に満たないことを認識する

多くの若者・大人が使っている有名な SNS サービスへのアカウント登録は 13 歳からであり、登録時の年齢詐称は契約違反とみなされることがある。子どもが登録できないために、保護者のアカウントを勝手に使わせるのも危険である。子どもの動画をアップするならアカウントを持っている保護者が行わなければならず、責任も保護者となる。子どもが動画をアップしたい場合はアカウントを登録できる年齢ではないことを理解した上で、保護者が保護者の責任においてやってあげることになる。また、保護者が子どもに、連絡用にメッセージアプリを使用させる場合は、相手が限定されるよう設定するなど、安全に使用するための工夫が必要である。

# ②中学生:発信者責任、情報のかたより、危機管理等を正しく認識させる

インターネット、スマートフォン及び SNS の特性を身につけ、セルフコントロール力を育むスタートの地点。自己管理の第一歩として、利用時間の管理や利用内容の確認を促すことが大切である。また、SNS 等ネットを使用すればするほど、画面に表示されるのは自分にとって便利で楽しく有効な情報にかたよることを意識させなければならない。日常から好みや自分とは異なる意見などに率先して触れるよう心がけることで、中学生から高校生になった時も飛び込んできた情報に振り回されたりトラブルに巻き込まれたりするケースが少なくなり、予防的な対策ができると考えられる。さらにほとんどの SNS で誹謗中傷は利用規約で禁止されているため、利用時にはルールを守って使用することが大切である。

また、同年代、優しい人、頼れる人、趣味・話題が合う人を装った「オオカミ」がいることを 認識させることも不可欠である。自画撮り被害が最も多いのは中学生であり、大人未満子ども以 上の中途半端な時期=思春期にさしかかり、誰かに自分のことを認めてもらいたいと思っている 中学生がターゲットになる可能性が高い。児童ポルノ禁止法等についても理解できる年齢である ため、性的な写真は撮るのも送るのも所持するのも違法行為になるということを正しく学べば、 法律違反の要求をしてくる相手は信用してはいけない人だと判断できる。

# ③高校生:18歳までに学びたいこと、社会に出る前に学びたいことの総まとめ

社会に出る前の準備として、まずはスマートフォンの設定やツールを賢く活用し、自分の心・カラダ・未来を守ることを習慣にしたい。アプリやサービスによりフォローや友達登録の安全性は異なるため、個々に設定を行う必要がある。時間管理については、何度設定をしても頻繁にパスワードを解除してしまって時間を守れず後悔するようであれば、パスワードがわからない状況にして解除し辛くする対策が考えられる。例えば、試験前だけ保護者に設定してもらう、目をつむってパスワードを決める、などがあげられる。また、SNS 利用の際は、共感できる人、話しが合う人が、悪意がないとは限らないと意識すること。将来に向けては、「危険やリスクの回避」よりも「自分の利益や満足」を優先させることはしない心がけが大切である。

次に将来を意識して、プラスになること、マイナスにならないことを学ばせたい。ネット選挙 関連学習や、契約等の消費者教育等の機会を作る。SNS で時間をかけて親しくなろうとする人も いることを常に意識する。「DM」や「短時間で消えるタイプのメッセージアプリ」に特に注意する。 また、SNS 等で発信した内容が進学や就職等に影響することがあるため、発信するなら、誰に見 られても良い画像・動画のみにしたい。

# (2) セキュリティについて

セキュリティや危機管理は、今後ますます大切になるため、技術の活用やアカウント情報の管理など子どもたち自身が意識して守ることがポイントとなる。

# ①技術をできるだけ巧く活用する=スマホやパソコンがある程度防御してくれる

- ・ネットにつなげて使う全ての機器で、セキュリティソフトや設定を有効活用
- ・迷惑メールのブロック設定は、発信元と共に「&」や「or」設定で的を絞る
- ・アプリやサービスの設定も、使い方や特徴に合わせて個別に調整する

### ②アカウント情報(ID・パスワードなど)は貸し借りしない、教えない!

### ③個人につながる情報の発信・登録には要注意!

- ・必須項目以外は入力しない(その情報を提供する相手を想像して入力する)
- ・知人やフォロー情報等を組み合わせて個人を特定しようとする人がいることを知る

### ④パスワードの使いまわしや安易な設定をしない

・名前や誕生日ほか、日ごろ発信している情報から想像できそうな文字・数字は使わない

できるだけ、サービスごとに変える

# ⑤おいしい話に飛びつかない、架空請求に慌てない、常に落ち着いて判断する

(参考)「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標等に係る調査ー ILAS (Internet Literacy Assessment indicator for Students) -」補助教材 URL: https://www.soumu.go.jp/use\_the\_internet\_wisely/special/ilas/

# 5. GIGA スクール時代における対応

学校は現在、変革のタイミングであり、インターネットについて保護者、学校及び教育委員会等の 自治体にてそれぞれの役割を考えることが大切である。

保護者には、学校から持ち帰った GIGA 端末は、子どもの学習用であることを意識することが求められる。遊びや娯楽・趣味のためのネット利用は、個人所有のもので行い、兄弟姉妹や友達との貸し借りはしない、保護者が個人的に使わないようにする。設定変更等がしたいときには、学校に相談及び共有し、使いやすい方法について話し合うことが大切であると考える。

学校は、当分は試用期間と考え、保護者と相談しながら GIGA 端末の使い方の試用及び修正を行う。 例えば、児童・生徒がどんな使い方をしているかをチェックすることやネットワーク環境、端末の環境など、何が問題なのかを見つけることがあげられる。保護者から設定変更したい連絡があった場合は、内容を検証・検討する。

教育委員会等の自治体は、エリアや学校によりニーズが異なる場合があるため、現場の声に耳を傾け検討する。学校からの要望・相談に向き合い、良い活用例を共有し、地域の事情に合った形にしていくことが求められる。

# 6. おわりに

インターネットが誕生してから約30年が経過しようとしている。現在は、4Gから5Gに移行しつつあり、大容量かつ超高速な接続環境により、これまでにない様々なことができるようになる。大変便利である一方、タップするなどアクションを起こすと瞬時に相手に届いてしまい取り消しが間に合わず、トラブルも生じやすい。多くの人々にとって便利なものは、悪用する人にとっても便利であることを理解した上で、「常に考えながら使う」、「慌てて使わない」ということが大切である。子どもたちを危険にさらさないために、また自ら危ないことをしてしまわないように、家庭、学校及び様々な機関で安全で正しい使い方を子どもたちと一緒に議論し、深く掘り下げて考えてほしい。

# 研究講義・第3分科会【発達障害】

# 「『やる気』からみる発達障害」

吉川 徹 (愛知県医療療育総合センター中央病院 子どものこころ科(児童精神科)部長)

### 1. はじめに

平成17年に施行された発達障害者支援法において、「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義され、各症状の特性は様々であり、多様な支援が求められている。

本講義では、発達障害と言われる子供たちの動機すなわち「やる気」の構造について着目し、子供たちとデジタルゲームの嗜癖との関係性を交えながら、最新の研究成果を含めて紹介する。

# 2. 子供たちの動機の構造について

# (1) 多様な特性を持つ子供たち

子供の相談支援において、その特性は様々であり、特に発達のスピードがいわゆる多数派の子供と違う。例えば、身長・体重等成長の仕方や運動機能の発達、知的な能力や言語機能の発達などが挙げられる。また、成長や発達のスピードが異なるだけではなく、その方向性が異なる子供たちもおり、ある目標に沿ってまっすぐ発達する子供もいれば、別の道を通って発達する子供や、そもそも発達の目標そのものが違ってくる子供もいる。

さらに、発達環境についても多数派の子供と異なる場合がある。最も極端な例としては、マルトリートメントや虐待といったような環境で育っている場合が挙げられ、経済的な環境や外国籍のため、言語が多数派の子供たちと異なるなど様々な特性を持っている。また、多数派の子供たちと同じ課題をこなす場合により多くの時間が必要であったり、あるいは同じ課題をこなすために、特別に配慮された空間の設定や道具を使用するなどその中でも特別な支援が必要な子供たちが存在する。

# (2) 人生の質を高める共通目標

様々な特性を持つ特別な支援を要する子供たちにとっても、自分からやりたいと思ってやっている行動の種類や量が増えていくことが目標となる。大人になった際に、1日の中あるいは1週間の中でやりたくてやっている活動の時間を増やしていく、あるいは何か今から行動することを選ぶ際に、あれもやってみたいし、これもなかなか良さそうだといったように、たくさんの選択肢の中から選べる状況をつくっていくといったような「自発的な行動を増やす」ことが、人生の質を高めていくことを考える際の共通目標の1つとなる。

### (3) 特別な支援を要する子供たちのこじれ方

特別な支援を要する子供たちのこじれ方のパターンとして、人生の中で好きなことややりたいことがなかなか増えないことが挙げられる。また、ただでさえそのような状況の中で、人生に必要な様々なことに対して、嫌いなことが増えるというパターンに陥る場合もある。例えば、歯磨きやお風呂に入ること、学校に行くことなど、嫌いな事が増えれば増えるほど生活の質は保ちにくくなる。その中でも挑戦することが嫌いになると生活の質を上げることや暮らし方を変えることそのものが難しくなってくる。また、こじれの原因の1つとして、失敗の体験が多くなりすぎることが考えられる。多数派の子供たちと発達のペースやルート、必要な環境が異なる時に、それでも様々な課題

に無理やり取り組むことを継続すると、どうしても失敗体験が多くなってしまう。これを避けるために、この動機すなわち「やる気」に着目して支援をしていくことが大事なポイントとなる。

# 3. 子供の動機に着目した支援について

# (1) 自閉スペクトラム症の症状とその原因

発達障害のある子供たちの中には、自閉スペクトラム症に属する子供たちがおり、日本で発達障害を考える際に最も注目されている。この自閉スペクトラム症の子供たちの症状や原因を考えると、社会的コミュニケーションの障害が挙げられ、人とやり取りしながら物事を進めていくことに関する困難さがあり、その背景として人付き合いが行動の動機になりにくいことが指摘されている。また、常同的・反復的な行動、つまりは、同じ行動の繰り返しが多いことが挙げられ、これは、興味・関心の偏りやすさ、つまりは、前述の好きなものが増えにくく、嫌いなものが増えやすい特性が関係している。

# (2) 自閉スペクトラム症の子供たちへの支援の難しさ

自閉スペクトラム症の子供たちへの支援の難しさは、「やる気」のもとが多数派の子供たちと比べて分かりにくいということである。その要因の1つは社会的動機づけでの困難であり、人付き合いを行動の動機にすることの難しさから、人と一緒に活動したいといった人付き合いをベースにした「やる気」を利用することが難しい。また、利用できたとしても多数派の子供と比べると効き目が弱くなってしまう。2つ目は、比較的限られた興味や関心の対象から強烈な動機づけを受けることである。例えば、一日中でもくるくる回る風車を見ていたいというような本人にとっては強烈な動機づけに対して、周りの大人がそれ以上の動機づけで対抗しないといけない場合がある。

このような「やる気」のもとの分かりにくさが、自閉スペクトラム症の子供の支援の難しさにつながっていく。

# (3) 自閉スペクトラム症の中核的な障害仮説

自閉スペクトラム症に関して、社会的認知の障害や言葉、感情の認知の障害と指摘されているが、最近では、Theory of Mind と言う、人がどんなことを知っているか、どのように感じるか、どのようなことをやりたいと思っているかなどを読み取り、推測する力の発達が自閉スペクトラム症の子供たちは、多数派の子供たちと違うタイミング・パターンを持っていることが分かっている。従来は、この社会的認知の障害が原因にあり、その結果として社会的動機づけの障害、つまりは、人付き合いを「やる気」のもとにすることが困難な状況が発生すると考えられていたが、研究が進み、生まれつきこの社会的動機づけに対する反応が弱いことが社会的認知の発達に障害を与えるといわれるようになってきている。

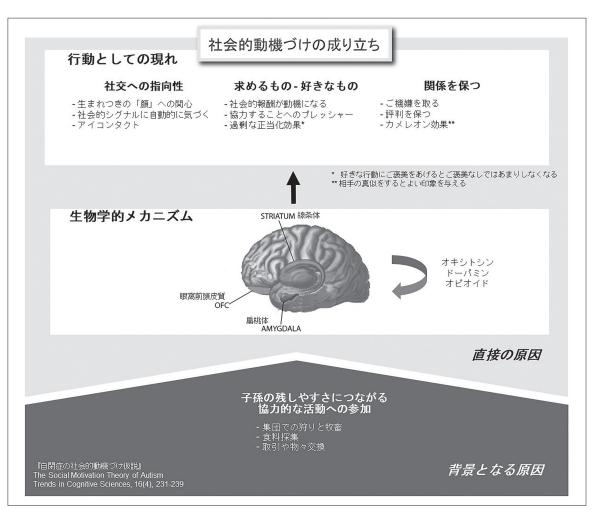
この転換の背景にあるのは、脳の中の報酬系、つまりご褒美をもらって「やる気」を出す回路の 違いに注目が集まっていることで、自閉スペクトラム症の場合も特に社会的報酬に関する違いがあ ることが分かってきている。

### (4) 自閉スペクトラム症の社会的動機づけ仮説

人類の活動を支えている脳の中の基盤については、眼窩前頭皮質から線条体扁桃体にいたる社会的報酬に反応して「やる気」を出す回路が関わっているといわれている。この神経の活動を媒介している神経伝達物質には、オキシトシン、ドーパミン、脳内オピオイドがある。

実際、この社会的動機づけが、多数派の子供たちの行動にどのように影響しているかをみると、 生まれつき顔に対して強い関心があり、例えばただのゴムボールにマジックペンで顔のような線を 書いただけでも赤ちゃんの頃からそれを長く見ることが実験で確かめられていたり、誰かが横を向 くとそれにつられてしまうというような様々な社会的シグナルに自動的に気付くことであったり、 どのようなものを求めて暮らすのか、どんなものが好きなのかということに関しても多数派の子供 たちの場合は、この社会的な動機が強く影響している。

また、人との関係を保つことに関して、半ば無意識のうちに多くの投資的な行動をとっているのが多数派の子供たちである。例えば、人に会うととりあえずご機嫌をとろうとしたり、自分の評判が落ちないように保つということにかなりの気力や時間を使うようなことがある。このように多数派の子供たちは、この社会的な動機に突き動かされて日々暮らしていることが分かる。しかし、その一方で自閉スペクトラム症の子供たちは、必ずしもそうではなく、これは、自閉スペクトラム症の社会的動機づけ仮説と言われている(図 1)。



(図1) 社会的動機づけの成り立ち

# (5) 子供の特性ごとの動機づけ

実際に多数派の子供がどのような動機で行動しているのかを考えると、例えば、「できると嬉しい」、「できるとご褒美がもらえる」、「できないと罰が与えられる」、「みんながやっている」、「できるとかっこいい」などが挙げられる(図 2)。しかし、自閉スペクトラム症の子供の場合は、図 3 の通り「できると嬉しい」、「できるとご褒美がもらえる」、「できないと罰が与えられる」、「できるとかっこいい」のみとなり、使える動機、つまり「やる気」のもとが少ない傾向にあり、これを補うことを考えなければ、支援は難しい(図 3)。

# 多数派の子どもの動機 できると嬉しい できるとをいてもらえる できないと罰があたえられる できないと叱られる みんながやってるから僕もやりたい

(図2) 多数派の子供の動機

できるとかっこいい=周囲からの評価が高まる

# 自閉スペクトラム症の子どもの動機 <u>できると嬉しい</u> できると変美がもらえる 。 できると褒めてもらえる 。 できないと罰があたえられる 。 できないと叱られる 。 みんながやってるから僕もやりたい

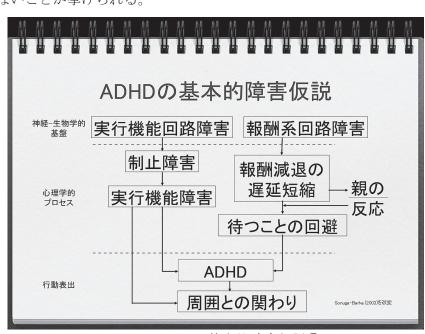
(図3) 自閉スペクトラム症の子供の動機

# (6) 我慢を支える2本の脚

大人は、よく我慢強い子供になってほしいといった目標設定をすることがあるが、我慢には、それを支える脚というものが存在している。その1つは人のご褒美であり、いわゆる社会的報酬である。もう1つは物のご褒美であり、いわゆる物的報酬である。我慢はこの2本の脚で支えていることになる。我慢強いと言われる子供は、我慢強いというよりも様々な「やる気」のもとを上手に使うことで、大人から見ると我慢強く見えていることとなる。つまりは、自閉スペクトラム症の子供にとっても、人を支えにする社会的動機に反応することをいくらかでも身につけると支える脚が1本増え、より安定するため、そこに向けての支援を日々積み重ねることが重要になる。

# (7) ADHD の子供への動機づけ

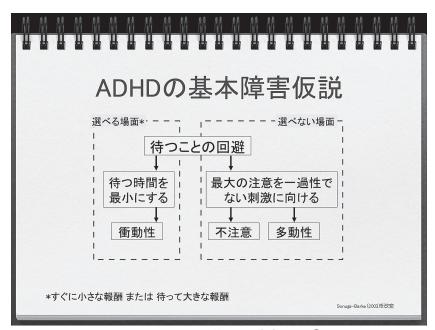
ADHD の基本障害は、待てないことだと分かっている。どれくらいご褒美を待てるか、どれくらい先のご褒美まで魅力的だと思い、感じることができるかは、子供によって変わる。ADHD の基本的な障害は、実行機能回路及び報酬系回路の障害と言われている(図 4)。この実行機能とは、計画を立て、その計画通りに実行していく力のことを言い、これがうまく働かない例として、片づけが上手くいかないことが挙げられる。



(図4) ADHD の基本的障害仮説①

(出典: Sonuga-Barke, E. J. S. The dual pathway model of AD/HD: an elaboration of neuro-developmental characteristics. Neurosci Biobehav Rev 27, 593-604 (2003).)

また、報酬系回路の障害について、報酬減退の遅延短縮という言葉がある。これはご褒美があるという情報が頭の中から早く消えてしまうことを指す。例えば、多数派の子供が、宿題を終えたらおやつがあるとお母さんに言われた際に、それは頭の中で繰り返される。その後宿題を終わらせ、おやつをもらう。ところが、ADHDの子供は、これが頭の中から消えてしまい、宿題をすることを忘れ、ご褒美のおやつをもらい損なう。このように遠い将来ご褒美があると言われていたにもかかわらず、これを待ちきれず、手に入れることに失敗する。そうすると子供は遠い将来に用意されたご褒美は、どうせ手に入れることができないのだと学んでしまい、将来のご褒美がより魅力的に感じられなくなる。こうなると益々待つことを避けるといった悪循環となる。また、この待てないことが、どのように ADHD 特有の行動につながるかというと、例えば学校の休み時間のような自分の行動を選択できる場面では、楽しみを待ちたくないと感じ、思いついたことを次々に行うような衝動性に繋がる。逆に授業中のような自分の行動を選択できない場面では、待つことが困難となり、注意が点々と転導することに繋がる(図 5)。ADHD の子供は、将来の報酬を魅力に感じ、これを行動に反映させることが苦手なのである。つまり、気持ちを持たせるため、あるいはその注意を引き戻すためには、頻繁に声かけしたり、励ましたりするような、小さい報酬で気持ちを持たせていく支援が適している。



(図5) ADHD の基本的障害仮説②

(出典: Sonuga-Barke, E. J. S. The dual pathway model of AD/HD: an elaboration of neuro-developmental characteristics. Neurosci Biobehav Rev 27, 593-604 (2003).)

# (8) 発達障害のある子供たちに知って欲しいこと

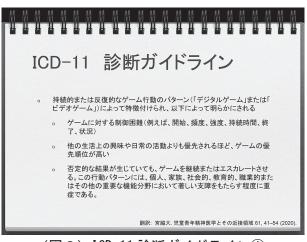
発達障害のある子供たちの中には、いわゆる燃費の悪いといわれる子供たちがいる。できることもあるが、できないことも多い。しかしその間に、できるけれども人一倍疲れてしまうことも多くある。つまりは、この燃費の悪さを念頭に置き、支援しなければならない。

このような状況を踏まえて、子供たちには、誰かと一緒に行動すると楽しい、褒められると嬉しいということを多く経験させ、本人が好きなものや活動と一緒に、人のご褒美を受け取る機会をできるだけ増やしていくこと、つまりは、人付き合いを行動の動機としていくことを知ってもらいたい。また、待つことでいいことがあることや、人との関係を保つことに関して、投資的な行動をとると見返りがあるといった経験を大人にサポートしてもらいながら、積み重ねて行くことが重要となる。

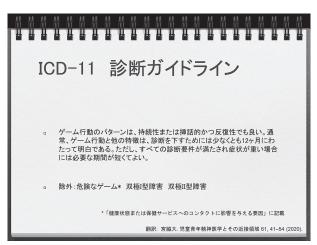
# 4. 発達障害とデジタルゲーム嗜癖

# (1) 子供たちとデジタルゲーム嗜癖について

一般に子供は、デジタルゲームをやりすぎることが問題視されており、中でも発達障害の子供たちは、これが顕著である。ICD-11 という WHO が作成した疾患や障害の分類体系の中に、2022 年からゲーム行動症(日本語病名は検討中のもの)というものが正式に採用された。診断のガイドラインについては、ゲームに対する制御の困難さがあること、例えば、始めてはいけない時に始めてしまう、終われないといったこと、さらに、他の生活上の興味や日常の活動よりもゲームが優先されてしまい、それが様々な場面で支障をもたらすことが 12 カ月にわたって続くことが基準となっている(図 6 、7)。



(図6) ICD-11 診断ガイドライン①



(図7) ICD-11 診断ガイドライン②

# (2) デジタルゲーム嗜癖の予防と脱出

デジタルゲーム嗜癖の予防あるいは脱出するためには、他にもたくさん趣味をつくることやリアルの世界に一緒に楽しみたい相手がいるということ、自分の将来に投資する価値があると思っていて、遠い将来のご褒美を待てることが重要である。やはり、自閉スペクトラム症、ADHDの子供のゲーム嗜癖のリスクは高く、その理由として、1つは彼らの動機づけのパターンが多数派の子供と違うということが挙げられ、普通の子育ての中でされているような動機づけの支援のみでは、ゲーム以外のことをやりたくなる理由が不足しやすいということなどが挙げられる。

# 5. 最後に

子供時代に何かをできるようにすることは案外難しくはなく、力ずくでやらせたり、罰でコントロールしたりするととりあえずやってくれるかもしれない。しかし、できるようになってもそれが嫌いになってしまうということにつながる場合もある。ただでさえ好きなものが増えにくい子供たちにとって、また、好きなことなら集中できるのに嫌いなことは全然集中できない子供たちにとって、嫌いなものが増えていくことは、失うものが多いということである。「好み」や「やる気」に関しては、多様性があり、子供によってポイントが違うということを大人がしっかり認識し、支える子供に合わせた動機づけを探っていく必要がある。

# 研究講義・第4分科会【子供の貧困】

# 「『貧困の連鎖』から『おせっかいの連鎖』へ」

栗林知絵子 (NPO 法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク理事長)

### 1. はじめに

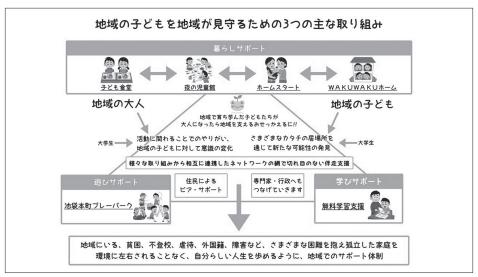
厚生労働省の国民生活基礎調査では、2018年の子供の相対的貧困率が13.5%であり、2015年の調査から0.4ポイント改善したが、依然として子供の約7人に1人が貧困状態にあり、国際的に高い水準となっている。

子供の貧困は見えにくいという現状があり、法律だけで解決できる問題ではないため、地域の住民が「地域の子供は地域で見守り、みんなで育てていく」という意識を持ったまちづくりが必要である。本講義では、子供の貧困の解決に向けた課題や対応策について、「豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク」の取組事例を基に解説する。

# 2. 「豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク」の概要

# (1) 団体設立の経緯

東京都豊島区で子供たちの居場所や仲間をつくる場として 2012 年に設立し、2022 年に認定 NPO 法人として承認された。地域の子供を地域で見守り育てるために、様々な居場所を地域に創出し、それらが有機的につながる真のネットワークを構築し、子供の未来に広く寄与することを目的としている(図 1)。



(図1) 豊島子ども WAKUWAKU ネットワークの主な取組

自身の子育てで豊島区が運営するプレーパークに関わるようになり、休日に子供たちが朝から夕方まで自由に居られる居場所で様々な子供たちと出会うことにより、気になる子供の背景には貧困という問題が存在することを実感し、高校受験に悩んでいた中学生の受験勉強を地域の大人たちでみることをきっかけに、団体を設立した。

# 気になる子供の例

- ・「昨日からご飯を食べていない」と毎週のように言ってくる子供
- ・「引っ越してくる前は車の中で暮らしていた」と言ってくる子供
- ・会費やユニフォーム代が払えず、少年野球に参加できない子供

# (2) プレーパークの取組

プレーパークでは、木登りや泥遊び、たき火、水遊び、木工など子供が自由に自発的に遊びを創出できる場として、プレーリーダーというスタッフが必ず常駐し、危険がないかを見守るとともに、子供の「おもしろそう」や「やってみたい」という感情を引き出す役割を担っている。

新型コロナウイルス感染症の影響で学校が休校になった際は、小学生から高校生までの子供たちが プレーパークに遊びに来ており、異年齢で交流していた。

勉強やスポーツが苦手な子供は学校で肯定されるといった経験をあまりしないが、プレーパークでは褒められる機会が多いため、子供たちの自己肯定感を育てる場となっている。また、遊びを通じて失敗を繰り返しながら達成感を得るといった体験を通して、困難を乗り越えていく力を育てる場にもなっている。

# (3) 無料学習支援の取組

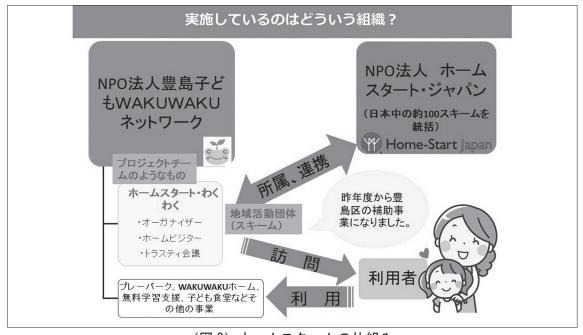
地域の大人や大学生が、小学生から高校生までの子供たちに対して宿題を中心に勉強を手伝い、勉強を教えるだけでなく、子供たちとの信頼関係をつくることを大切にしながら学習支援を行っている。 午後3時から8時までの時間帯で子供たちが無料学習塾に来て勉強するだけでなく、様々な大人たちと出会い、触れ合う場にもなっている。

# (4) 子ども食堂の取組

小さい一軒家を借りるなど様々な場所で子ども食堂の活動を行っており、子供たちを大切にしようとしている大人たちが食事を作っている。子供は本来、家族と触れ合うことで豊かな感情が育っていくが、家庭以外にも居場所があることによって、地域での人と人との関わりの中でも感情を育てることができている。

# (5) ホームスタートの取組

ホームスタートは、イギリスのマーガレット・ハリソンが始めたボランティア活動であり、地域の子育て経験者が週に1回2時間程度、無償で未就学児のいる家庭を定期的に訪問している。貧困家庭には行政からの支援やサポートがあるが、孤立している親は同じ立場の人に話を聞いてもらうことを求めているため、孤立や虐待を防止するためには傾聴や協働が必要となる(図2)。



(図2) ホームスタートの仕組み

### (6) WAKUWAKU ホームの取組

地域の子供を地域で見守り育てるために、一時的に宿泊できる場所として一軒家を借用し、子供たちの宿泊支援や学習支援、遊びや食の支援などを年齢層ごと曜日に分けて行っている。運営資金の援助がないため助成金を申請して設置しているが、スタッフの確保は地域の協力があって成り立っている。

# 3. 子供の居場所づくり

# (1) 子供の居場所とは

子供の居場所をつくるには地域と子供がつながることが大切であり、子ども食堂のような場を広げていくことも必要だが、地域のスポーツ少年団などが孤立しがちな家庭や子供のサポートをすることも必要である。シングル家庭の子供の半数が経済的に困窮していると言われており、既存の地域の資源やイベントなどを通じ、地域と子供をつなげるための方法や環境を作ることが求められている。

子供の居場所づくりには、子育ての楽しみを地域でシェアすることができ、シニアの活躍の場にもできるといった魅力がある。

# (2) 児童自立支援の理念

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の児童自立支援ハンドブックには、「発達期における 十分な依存体験によって人間への基本的信頼感を育むことが、児童の自立を支援する上で基本的に重 要であることは忘れてはならない。」と書かれている。

つまり、多くの依存体験を繰り返してきた子供は、成長して自尊感情や人を信頼する力、約束を守ることや人を思いやる心を身に付けて自立していくことができるため、経済的に困窮している家庭の子供たちの居場所をつくることで、貧困の連鎖を断ち切ることができると考えている。

# (3) 豊島区の取組

# ① としま子ども学習支援ネットワーク MAP、子ども食堂 MAP

自立困窮者支援法の下、行政が社会福祉協議会に委託し、学習支援団体の案内 MAP の作成やネットワーク会議による情報共有を行っている。また、子ども食堂の案内 MAP も作成しているが、コロナ禍では集合形態での食事提供ができないため、弁当や食材を取りに来るという形態で運営している(図3)。



(図3) としま子ども学習支援ネットワーク MAP

# ② 緊急食料支援「としまフードサポート」

コロナ禍において 2020 年 2 月に政府から出された緊急事態宣言による学校の休校措置を受け、2020 年 3 月に豊島区在住で休校になった 214 世帯に対し、アンケートによる実態調査が実施された。その結果、96 世帯から回答があり、「給食がないと、経済的負担はおおきく家計に影響がありますか?」(85 件回答) という質問では、83.5%が「影響あり」との回答であった。また、「コロナ拡大によって、仕事に行けなくなるなど収入に影響をあたえそうですか?」(85 件回答) では、63.5%が「はい」との回答であった。

このような実態を受け、豊島区では緊急食料支援「としまフードサポート」を実施した。280世帯に対して支給する食料品を確保するため、様々な団体や個人に対して米やレトルト食品を中心に寄付を募った結果、2020年3月から2021年7月の間で延べ1,634世帯に食料支援を行った。

# ③ 昼食の支援「としまランチサポート」

緊急事態宣言下の2020年4月、複数の子育て支援団体は、学校休校、学習自粛の状況下において、 生活リズムや食生活の乱れが心配な子供や、密室育児で孤立しがちな親子に何かしたいと考えてい たところ、東池袋にある飲食店のオーナーから豊島区社会福祉協議会に「子ども達にお弁当を届け られないか。」と一本の電話が入ったことを機に、「としまランチサポートプロジェクト」がスター トした。

# 事例1:「区民ひろば」との協力

「区民ひろば」は豊島区民部地域区民ひろば課が運営し、豊島区に 26 ヶ所ある地域のコミュニティ施設で、小学校区ごとにあり、乳幼児から高年齢まで利用できる場所となっている。

「としまランチサポートプロジェクト」の取組は、弁当を孤立しがちな家庭に取りにきてもらうことで、子育て世帯の孤立や児童虐待の予防を行うことができ、その拠点として、子育て世帯が多く集まり支援の場所でもある区民ひろばとの協力は、豊島区の子育て世帯を支える上で必要不可欠である。

この取組により、2020年5月~6月までの約2か月間で22拠点を活用し、官民連携のもと947食の弁当を届けることができている。

# 事例2:官民協働の食料支援プロジェクト「ライス!ナイス!プロジェクト」

豊島区が経済的に困窮しているひとり親家庭1,100世帯を対象にチラシを配布し、豊島区が購入した米などを区民ひろばに取りに来てもらうという取組を2020年に実施した。

第一弾は3日間で752世帯、第二弾では3日間で685世帯、合計1,437世帯のひとり親家庭に米、食事券、余剰食品などを区民ひろばで渡すとともに、延べ400名以上のボランティアに区内23ヶ所の区民ひろばに参加してもらうことで、小地域ネットワークの構築にもつなげることもできている。2021年も継続して実施することで、各拠点にリーダーが誕生している。

### 事例3:官民協働の「地域がつながるプロジェクト」事業

国が孤立家庭の防止策として予算を付けている「支援対象児童等見守り強化事業」を豊島区が 活用し、ひとり親家庭や要支援家庭を対象として、毎月1度、子供の見守り訪問でお菓子等のプレゼントを訪問員(おせっかいさん)が子供たちに渡す取組を実施した。

地域に住む訪問員(おせっかいさん)76名が、対象の200世帯を訪問することで、地域住民による子供の見守り支援が実現している(図4)。

事例3

# 官民協働の「地域がつながるプロジェクト」事業

12月のプレゼン

▶ ひとり親家庭・要支援家庭を対象として、お菓子等のプレゼント「200セット」を

▶ 訪問員さんがお子さんにお渡しする

7月~1月・・・支援対象児童等見守り強化事業

# 「毎月1度、子どもの見守り訪問」

- •訪問対象世帯 200世帯
- •対象世帯地域に住む、おせっかいさん(訪問員) 76名



地域住民による子どもの見守り支援の実現



(図4) 官民協働の「地域がつながるプロジェクト」事業の概要

# (4) WAKUWAKU 入学応援給付金

ランドセルや制服、教科書など進学の際に必要な資金について、小中学生は就学援助という公的な 支援もあるが、その他にも入学式に履く靴などは支援の対象外となるため、お祝い金として小中学生 には1万円、高校生には4万円をご祝儀袋に入れて渡す取組も行っている。

# 4. 「おせっかい」の活動を通じて

# (1) 親子の声を聞くことの重要性

これまで紹介した取組は、地域の「おせっかい」として企画・実施しており、申込みや訪問の際に は様々な保護者の困りごとや子供たちの声を聞くことができる。このような親子の声を放っておかず にしっかりと受け止め、「豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク」の活動に参加してもらうなど地域とつ ながるよう促している (図5)。



おせっかい企画の申込みはメール、ライン、郵送

その際「困りごと」を記入してもらう→ほっとかない。

「解雇になった。この先が不安」 「契約社員で仕事しているが、3月で終わる。再就職活動が不安」 「子どもと一緒にいるのがつらい、手をあげてしまう」 「家族がコロナにかかり、1月の給与がない。生活できない」 「下の部屋から嫌がらせを受けている」 「コロナが怖いから保育園を休み、親子でずっと家に居る」

手渡し時に聞く「子どもの声」「親の声」 **→ほっとかない。** 

「ねえ、おばちゃん、帰らないでよ、遊ぼうよ」(幼児) 「ママが頭をたたく」(小学生) 「兄弟で私だけ差別されてて、帰りたくない」(高校生) 「親に出てけといわれて、どうしていいかわからない」(高校生)

(図5) おせっかい企画に寄せられた保護者の困りごとや子供たちの声

ում են երկանի հորի վերականականի հորի վորի վերականին հորի վերական հիմականի հետև հետականականի հետև հետական և հետ

# 研究講義・分科会

# (2) 隣人による伴走支援の重要性

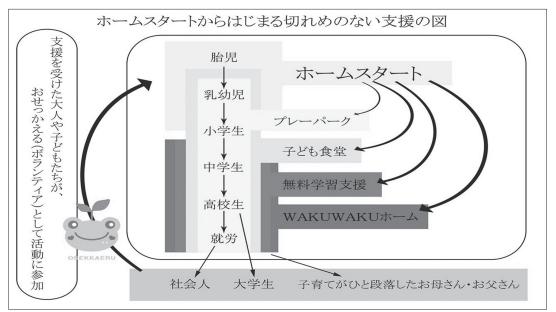
子ども食堂や学習支援団体がネットワークでつながることで、外国の子供たちを支えていく環境も 地域で整ってきているが、貧困家庭の親子は情報を提供するだけでは参加につながらないため、行政 や専門機関だけでなく、隣人の「おせっかいさん」が人と人とのつながりの中で親子と地域のつなぎ 役となることが重要である。

# (3) 子供を取り巻く地域応援ネットワークの重要性

子ども若者の権利が保障されながら成長していけるまちづくりを実現していくためには、行政施策 だけでは限界があり、地域全体での取組、支え合いが不可欠である。区民やNPO法人、地域団体、子 育て支援グループ、企業などによる主体的な活動が活発に展開されているため、このような活動への 支援を継続して実施するとともに、協働・連携のための仕組みづくりや、自助・共助・公助のネット ワーク構築に取り組むことが重要である。

# 5. 貧困の連鎖から「おせっかいの連鎖」へ

胎児の時から親だけでなく、多くの人たちの支援により大切にされてきた子供は、親や地域を大切 にする大人へと成長し、「おせっかいさん」として活動に参加してくれている。このような循環をつ くることによって、貧困の連鎖を「おせっかいの連鎖」へ変えていくことができる(図6)。



(図6) ホームスタートから始まる「おせっかいの連鎖」図

# 6. おわりに

豊島区は 2020 年 7 月に内閣府より、SDGs への優れた取組を行う自治体として「SDGs 未来都市」に 選定されている。SDGs の1番には「貧困をなくそう」とあり、飢餓に苦しむ子供の支援など貧困は1 番最初に解決していかなければならない喫緊の課題である。

この課題を解決するためには、17番にある「パートナーシップで目標を達成しよう」を実現して いくことが必要不可欠であり、地域で課題を共有して何ができるかを考えていくことが解決の糸口で ある。

# 研究講義・第5分科会【性被害】

# 「子どもの性被害の実態とその心理的影響を知る」

齋藤 梓

(目白大学心理学部心理カウンセリング学科 専任講師 公益社団法人被害者支援都民センター 公認心理師・臨床心理士)

# 1. はじめに

性暴力・性犯罪は、被害を受けた人が被害だと認識が難しく、また、認識されていたとしても人に相談がしにくいため、その実態が社会に知られにくいという問題がある。特に子どもの被害では、子どもが自分の身に起きたことを把握することも、親に相談することも少ないうえに、親が把握したとしても、性犯罪として警察に届けられるケースは少ない(各種統計調査の結果をみると1割程度)。現在表出している被害件数は、氷山の一角だと言える。本講義では、性暴力・性犯罪被害の現状や被害がもたらす影響、子どもの性暴力被害への対応について社会全体的なものから個人レベルに至るまでを紹介する。

# 2. 子どもの性暴力被害の現状

# (1) 子どもが直面する性暴力

子どもが直面する性暴力は「見知らぬ人からの性暴力」、「関係性の中での性暴力」、「家族や親族からの性的虐待」、「性的搾取」、「SNSを介した性暴力」、「自画撮り」、「DV・デート DV」、「児童ポルノ」及び「盗撮」など多岐に渡っており、子ども同士の被害や大人からの被害、また、近い人間関係での被害など、生活する環境に近い場所で被害が発生している。

# (2) 性暴力被害の実態

内閣府が 2020 年に男女 5,000 名を対象に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、無理やりに性交等をされた被害経験がある者が男性で 1.0%、女性で 6.9%となっている。被害にあった女性の特徴をみると、加害者との関係は「(元) 交際相手」や「(元) 配偶者」、「まったく知らない人」が上位であり、加害者の性別は大半が「異性 (男性)」である。被害にあった時期は「20 代」、「30 代」の順に多い。このうち周囲に相談したケースは 37.6%、さらに警察に相談したケースは 6.4%にとどまっている。一方、男性の特徴をみると、加害者との関係は「通っていた学校・大学関係者」や「まったく知らない人」が上位であり、加害者の性別は「異性 (女性)」、「同性 (男性)」 それぞれ半数程度となっている。被害にあった時期は「20 代」、「 $18 \cdot 19$  歳」、「中学卒業から 17 歳まで」の順となっており、女性と比較して未成年の被害が多いことが特徴である。(図 1)

また、2002年に実施された大阪大学の野坂らの「高校生の性暴力被害実態調査」によると、言語的性暴力被害(体についてからかわれた、いやらしいことを言われた)の経験は男性で 21%、女性で 33%、視覚的性暴力被害(裸や性器をわざと見せられた)の経験は男性で 13%、女性で 35%、レイプ既遂(無理やりセックスをされたこと)の経験は男性 1%、女性で 5%となっており、女性においては 3割以上の方が何らかの性被害にあっているといえる。(図 2)

男女5000人を対象に調査	男性(17人)	女性(125人)
無理やりに性交等をされた被害経験	1.0%	6.9%
加害者との関係	<ol> <li>通っていた学校・大学関係者</li> <li>まったく知らない人</li> <li>(元)交際相手 職場やアルバイト先の客</li> </ol>	2. 配偶者 3. 元配偶者
加害者の性別	異性52.9%,同性52.9%	異性99.2%,同性0.8%
被害にあった時期		1. 20歳代 2. 30歳代 3. 18歳・19歳
被害を誰かに打ち明けた・相談した	相談した29.4%	相談した37.6%
警察に相談・連絡した	相談した 0%	相談した6.4%

(図1)	内閣府調査から見る性暴力被害の実態	について
(出典:	男女間における暴力に関する調査、内閣府	f. 2020)

野坂ら, 高校生の性暴力被害実態調査, 2004		
性暴力被害内容	男性 (883名)	女性 (1463名)
言語的性暴力被害 (体についてからかわれたり、いやらしいことを言われたり)	21%	33%
視覚的性暴力被害 (裸や性器をわざと見せられる)	13%	35%
強制的身体接触 (無理やり体を触られたり、抱き着かれたり)	14%	37%
レイプ未遂 (無理やり、セックスをされそうになったこと)	3%	13%
レイプ既 <u>遂</u> (無理やり、セックスをされたことがありますか)	1%	5%

(図2) 高校生の性暴力被害の実態について (出典:高校生の性暴力被害実態調査, 野坂ら, 2002)

# 3. 性暴力被害がもたらす影響

# (1)「トラウマ (trauma:心的外傷)」とは

「トラウマ(trauma:心的外傷)」とは「何らかの外的出来事により、急激に押し寄せる強い不安で、個人の対処や防衛の能力の範囲を凌駕するもの(Campbell, 1996)」と定義されている。災害や戦争・テロ、事故、暴力・犯罪、性被害、DV・虐待などがトラウマを引き起こすとされ、安心安全な環境で養育されない体験、すなわち逆境的小児期体験などが背景としてある場合が多い。

# (2) 性暴力被害によるトラウマの特徴

性暴力被害によるトラウマには次のような特徴がある。

- ・時には親密な相手からも被害に遭う
- ・レイプ神話が内在化している
- ・故意、悪意による行為である
- 社会に対する不信をもたらす
- ・価値観や人間観がくつがえされる
- ・過剰に自分を責める
- 人に相談できない

# (3) 性暴力被害によるトラウマの反応

# ①身体的反応

呼吸器系症状(息苦しい、のどが詰まった感じ)、胃腸系症状(おなかが痛い、下痢、食欲低下)、 夜尿、不眠、緊張性発汗、微熱、体の痛み、アレルギー、倦怠感 など

### ②精神的反応

解離、現実感の喪失、痛みの感覚の消失、イライラ、ハイテンション、情緒不安定、もやもや、 意欲の消失 など

### ③社会生活・行動などの変化

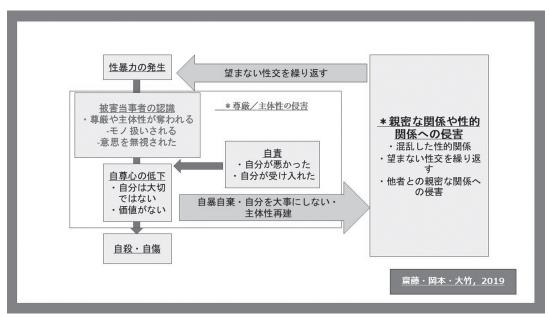
退行、赤ちゃんがえり (夜尿、夜驚)、一人で過ごせなくなる、癇癪、乱暴・反抗的になる、ゲームやスマートフォン依存、成績悪化、不登校、自分や他人を傷つける性問題行動 など

# ④考え方の変化

世界は危険だ、他人は信用できない、自分は価値がない、自分は汚れた存在だ、自分の責任だなど

# (4) トラウマの反応へのケア

自分や他人を傷つける性問題行動が発生する過程は齋藤・岡本・大竹ら (2019) が図3のようにまとめている。性暴力は被害者にとって、性的なモノ扱いをされる体験となり、尊厳や主体性が奪われ、自尊心の低下につながる。自尊心の低下により、その行為を上書きしたいと思ったり、自暴自棄になって混乱した性交を繰り返す場合があり、その中で再び性被害にあってしまうという負の連鎖につながるケースも少なくはない。被害を受けた子どもたちの中には自慰行為をしたり自分より弱い立場の者に性的な問題行動を向けたりすることがあるが、これは被害にあった自身の主体性を取り戻したいということで行われる場合がある。周囲の大人はこれらの子どもの SOS を見逃すことなく気付き、適切なケアを施すことで様々な反応を軽減していくことが重要である。適切なケアや対応が不十分だとトラウマ反応は継続され、様々な生活上の影響が生じる。



(図3) 性暴力被害がもたらす影響

(出典:齋藤・岡本・大竹(2019):性暴力被害が人生に与える影響と被害認識との関係,学校危機とメンタルケア(11),32-52)

# 4. 子どもの性暴力被害への対応-社会レベルから個人レベルまで

本集会の参加者属性が幅広く、様々な立場の方がいることから、子どもの性暴力被害への対応として、法律の整備や支援体制の整備、予算の拡充、専門家の育成及び現場の研修の増強といった「社会・政策レベル」の対応、性犯罪・性暴力を許さない姿勢の明示(相談のしやすい環境)や性犯罪・性暴力を繰り返さないシステム及びトラウマインフォームドケアの視点を持った組織づくり(被害に気付きやすい環境)といった「コミュニティ・組織レベル」の対応、トラウマインフォームドな対応による専門機関への接続や性的同意や境界線に関しての教育及び被害の認知といった「個人レベル」の対応の3つの視点から紹介する。

### (1) 社会・政策レベルの対応

### ①「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(令和2年6月11日)

性犯罪・性暴力の根絶は、社会全体で取り組む必要がある問題であることから、関係府省が連携して取り組む政策・施策の検討や実施の具体的な方針や時期を示す「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が令和2年6月11日に性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議で決定された。本方針では令和2年度から4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として定め、①刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処、②性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実、③被害申告・相談をしやすい環境の整備、④切れ目のない手厚い被害者支援の

確立、⑤教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防等、平成29年改正刑法附則に基づく事案の実態に即した対処を行うための施策の検討が行われたものである。

# ②「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和3年6月11日)

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の施策のうち、教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防に関する取組として、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が令和3年6月11日に公布された。本法律は、教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的として制定されたものである。また、本法律は基本的に児童生徒等に性暴力の被害が発覚した後の対応について示している法律であり、性暴力被害は被害が発覚しにくい問題である、被害が発覚するためには、大人が子どもにとって相談できる安全な存在であり、大人が子どもの変化に気付く知識を有する必要があるという点から、本法律の実効性が懸念される。

# ③刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の施策のうち、刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処に関する取組として、法務省では、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための刑事法の在り方を検討するため、被害当事者、被害者心理・被害者支援関係者、刑事法研究者、実務家で構成する「性犯罪に関する刑事法検討会」を設置し、意思に反する性交等に係る被害の実態(暴行脅迫・抗拒不能等の要件の見直し、脆弱性や地位関係性の利用、グルーミング等)への対応や公訴時効、司法面接の在り方及び同意のない性的姿態の撮影の罪と没収、消去等について議論されており、これを踏まえ法制審議会に諮問しているところである。

# (2) コミュニティ・組織レベルの対応

# ①子ども自身が被害に気づく難しさ

講師自身が性暴力の被害者に実施したインタビュー調査の結果が図4のとおりである。これを みると、被害時に未成年だった者自身が被害者であると認知するまでには10年以上かかったと いう回答が最も多かった。また被害時に成人していた者は認知するまでに5年未満程度と被害時

子とも自身が被害に気つく難しさ						
被害認識にかかった 年数	被害時・未成年 () 内は加害者見知らぬ人	被害時・成人 ()内は加害者見知らぬ人	計 () 内は加害者見知らぬ人			
出来事直後	3件(1件)	3件 (2件)	6件 (3件)			
1年未満	3件(2件)	5件 (2件)	8件 (4件)			
1年以上5年未満	3件(1件)	6件 (0件)	9件 (0件)			
5年以上10年未満	3件(1件)	1件 (0件)	4件 (1件)			
10年以上	<u>9件(2件)</u>	0件 (0件)	9件 (2件)			
被害だと思いきれない。	1件 (0件)	4件 (0件)	5件 (0件)			

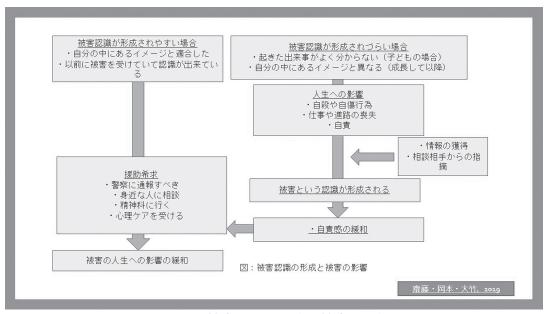
(法務省性犯罪に関わる刑事法検討会第7回齋藤提出資料, 2020)

(図4) 子ども自身が被害に気付く難しさ

(出典:法務省性犯罪に関わる刑事法検討会第7回齋藤提出資料,2020)

未成年の者と比較してその期間は短い傾向にあるといえる。

また、被害認識の形成と被害の影響について示したのが図5のとおりである。これをみると、性被害に対する自身のイメージと起きた出来事が適合していた場合や、過去の被害経験から何が性暴力かという理解が自分の中にあった場合には、被害認識が形成されやすい。一方、被害を受けたのが子どもであって発生した事象を理解できない場合、あるいは大人の場合でも身近な人間関係の中で事象が発生した場合、性暴力のイメージと一致しておらず、これを被害として認識できなかったりする。被害者は被害認識がなくとも、望まない性交によって、例えば自殺や自傷行為、仕事や進路の喪失、自責などといった人生や生活への影響が生じる。苦しむ中で、自身で情報を獲得したり周囲の相談相手からの指摘をもらったりなどして初めて被害認識が形成されるのである。



(図5)被害認識の形成と被害の影響

(出典:齋藤・岡本・大竹 (2019):性暴力被害が人生に与える影響と被害認識との関係,学校危機とメンタルケア (11), 32-52)

先に述べているように子ども自身が被害を認識することは難しい。これは次にあげるような子どもの被害の特徴が関係しているといえる。

- 何をされているか分からない
- ・グルーミング (手なづけ)
- 自分が同意しているかのように思わされる
- 罪悪感
- ・脅し(話したら君が怒られるよ、親が悲しむよ)
- ・男の子の被害も多い
- ・解離や記憶があいまい、健忘

### ②3段階のトラウマケア

子ども自身が被害を認識することは難しいことから、周囲の大人が子どもの SOS に敏感である 必要がある。トラウマに対するケアには3段階あり、専門の心理士やメンタルヘルスに関わる専門職などが行うトラウマに特化したケア(トラウマの影響を受けている人が対象)や、トラウマへのリスクがある人に対するケア(リスクを抱える人が対象)、そしてすべての人がトラウマに関する知識を持ち、対応の仕方を知っていることで、トラウマを受けた人が社会の中で安心・安全に生活するためのケア(すべての人が対象)がある。専門家によるトラウマに特化したケアも重要であるが、生活の中で、大人が子どもたちの SOS を察知し、子どもたちが安心して生活でき

るように対応する必要がある。すべての人(特に大人)がトラウマに対する理解を深め基本的な 対応を講じることのできる体制を整えておくことが重要であるといえる。

# ③トラウマインフォームドケア

トラウマインフォームドケアとは、支援する多くの人たちがトラウマに関する知識や対応を身につけ、普段支援している人たちに「トラウマがあるかもしれない(トラウマのメガネを身に着けるという状態)」という観点をもって対応する支援のことである。この考え方は、2000年代以降、北米を中心に広がり、近年日本においても、医療、福祉、司法、教育の領域にも適応されるようになってきた。

トラウマインフォームドケアでは、「4つのR」の視点が重要であるとされており、トラウマの広範な影響と回復の可能性を理解(Realize)し、トラウマの影響で出現しているかもしれない症状のサインに気づき(Recognize)、トラウマに関する十分な知識を統合して対応(Respond)し、再トラウマ化を防ぐ(Re-traumatization)を表している。

子どもたちの被害やトラウマの反応に気付くには、組織全体で、子どものトラウマについて研修を重ね、トラウマのメガネを身に着けた状態で子どもたちを観察することが重要であり、大人こそが性的同意や性暴力の発生原因、これに伴う子どもたちへの影響など正しく理解し、子どもが被害の相談をしやすい環境を作り出すことが重要である。

# (3) 個人レベルの対応

# ①安全感の確保

子どもにとって性暴力や性被害にあうという経験は安全感や安心感を消失する体験となりえる ため、周囲の大人は可能な限り現実的な安全を確保し、安全に注意を向ける姿勢を示すなど、心 配していることを子ども本人に率直に伝えることが重要となる。また、子どもの意思を大切に考 え、尊重し、さらには子どもが安心できるリソースを探すことも重要となる。支援に際して一人 では難しい場合にはワンストップ支援センター等の専門機関を探し、相談の上対応すると良い。

# ②信頼関係の構築

性暴力や性被害にあった子どもは自責感など自身への信頼感の消失や対人場面における不信感の高まり等複雑な心境になることがあり、支援をする大人はまず信頼関係を構築することに努めなければならない。例えば、複雑な心情に配慮しながら相談に来たことや頑張っていることをねぎらったり、相手の話を傾聴したり、事実は正確にわかりやすく伝えたり、被害者の責任ではないことを伝えたりなど、言葉だけでなく態度も併せて心配していることを伝える事が重要である。ただし、その際には伝える側は被害者が悪くない理由を正しく理解しておくことが求められる。

# ③心理教育

子どもの安全感を確保し、信頼関係の構築ができた上で可能であれば心理教育をすることが支援として効果的である。現状の説明や回復へ向けた見通し、そのためにできることなどを分かりやすく、子ども自身が自分の状態を理解できるように伝える事がポイントとなる。

# 5. おわり**に**

性犯罪・性暴力被害は、多くの人が思っているよりもずっと日常的に発生しており、その影響は深刻である。被害を受けた子どもたちが回復してくことは、容易なことではない。しかし、性暴力とは何か、トラウマを抱えた状態とはどのような状態か、どのような対応が必要かを多くの人が理解していたならば、被害を受けた子どもたちが二次的に傷つくことなく、安心して、回復への道のりを進んでいくことができるだろう。そうした大人たちが増えていくことを切実に願っている。

# 令和3年度 国立青少年教育振興機構 教育事業

# 第38回全国青少年相談研究集会【オンライン開催】開催要項

本事業の開催につきまして、当初【会場での参加】及び【YouTube 配信による動画視聴】を予定しておりましたが、今般の新型コロナウイルス感染拡大や参加者が全国から参集する事業であること、当初よりも感染のリスクが高まっていることを受け、事業の実施方法を YouTube による動画配信のみへ変更することといたしました。

# テーマ: 「コロナ禍における新たな青少年支援~学び、寄り添い、育む~」

新型コロナウイルス感染症の流行(以下「コロナ禍」という。)から2年程度が経過する中、児童 虐待の件数の増加やSNS に起因した被害の増加、複雑化した貧困問題など、子供や若者をめぐる環境 も大きく変化し様々な課題が報道で取り上げられている。コロナ禍の長期化により従来の課題は複雑 化し、より深刻化している。今回はコロナ禍における青少年支援の現状、課題及び支援方法等を共有し、今後の支援の在り方について模索する機会としたい。

- 1. 趣 旨 青少年の健全育成や青少年の相談事業に携わる者が一堂に会し、協議等を通じて、指導者としての資質・能力の向上を図り、関係機関・団体間の連携を促進する。
- 2. 主 催 独立行政法人国立青少年教育振興機構
- 3. 後 援 内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省
- 4. 期 間 YouTube 配信期間:令和4年1月24日(月)正午~31日(月)
- 5. 会場 国立オリンピック記念青少年総合センター(東京都渋谷区代々木神園町3番1号)
- 6. 対 象 青少年教育行政担当者、青少年教育施設職員、学校教育行政担当者、学校教員、首長部 局相談担当者、警察関係者、法務関係者、社会福祉関係者、その他青少年の相談事業に 携わる者
- 7. 定 員 上限なし
- 8. 参加費 無料
- 9. 内容
- (1) 基調講演 (90分程度)

「見えない子どもの課題とその方策~コロナ禍における子どもへの影響調査、子どもの貧困調査を踏まえて~」

山野 則子 氏(大阪府立大学 学長補佐/人間社会システム科学研究科 教授)

# (2) 行政説明 (各 20 分程度)

①【内閣府】「全ての子供・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会を目指して -新たな「子供・若者育成支援推進大綱」-」

井上 泰輔 氏(内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(青少年企画担当)付参事官 補佐)

- ②【文部科学省】「児童生徒を巡る現状・課題と学校に求められる『協働』」 鈴木 慰人 氏(文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長)
- ③【厚生労働省】「自殺の動向等について」山田 大輔 氏(厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室企画調整係長)

# (3) 研究講義 (各 45 分程度))

【児童虐待】「なぜ声を上げることは難しいのか~子どもの SOS を受け止めるために~」

川瀬 信一 氏 (一般社団法人子どもの声からはじめよう 代表理事 / 内閣官房「こども政策の推進に係る有識者会議」構成員)

【SNS 問題】「青少年の SNS 利用実態から考える GIGA スクール時代の課題

~モラルとリテラシーとリスク管理能力を育むために~」

尾花 紀子 氏(ネット教育アナリスト/安心ネットづくり促進協議会「普及啓発広報委員会」 副委員長)

【発達障害】「『やる気』からみる発達障害」

吉川 徹 氏 (愛知県医療療育総合センター中央病院 子どものこころ科 (児童精神科) 部長)

【子供の貧困】「『貧困の連鎖』から『おせっかいの連鎖』へ」

栗林知絵子 氏 (NPO 法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク 理事長)

【性被害】「子どもの性被害の実態とその心理的影響を知る」

齋藤 梓 氏(目白大学心理学部心理カウンセリング学科 専任講師/公益社団法人被害者支援 都民センター 公認心理師・臨床心理士)

# 10. 参加申込

(1) 国立青少年教育振興機構の事業申込ページ (https://www.niye.go.jp/info/yukutoshi.html) 「第38回全国青少年相談研究集会」申込フォームに必要事項をご入力の上お申し込みください。 右記QRコードからもお申し込みいただけます。 QRコード

(申込フォームの利用ができない場合は、下記担当宛てにメールでその旨ご連絡ください。)

(2) 申込締め切りは、令和4年1月19日(水)です。

# 11.参加方法

- (1)参加申し込みいただいた方に参加決定通知を送付いたします。資料提供の方法、視聴方法等詳細については、参加決定通知書と併せて周知いたしますので、そちらをご確認ください。
- (2) YouTube チャンネルでの動画配信は本事業へお申込みいただいた方への限定公開となります。 お申し込みをいただいていない方は動画を視聴することができませんのでご注意ください。
- (3) 動画配信期間は令和 4 年 1 月 24 日 (月) 正午~ 1 月 31 日 (月) としておりますが、一部の動画については配信開始時期が変更になる場合がございますのであらかじめご了承の上お申し込みください。

# 【お問い合わせ】

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町 3-1

独立行政法人国立青少年教育振興機構 事業課 立花、藤江

電話: 03-6407-7718 FAX: 03-6407-7699 メールアドレス: honbu-jigyoka@niye.go.jp

# 参加者の声

# ◆基調講演

- ・スクリーニングの手法はこれまで曖昧だった学校での支援を効率的・効果的にできると感じた。また、コロナ禍における子供の貧困の現状を知ることができた。
- ・学校でのスクリーニングにおいて子供の見えない課題を見える化させ、地域や行政をつなぐ仕組が 重要だと思った。つながった先での支援の方策や、支援が切れ目のないものにするために連携する ことについて考える機会となった。
- ・困窮家庭の子供たちの現状として、単に物がないことが問題なのではなく、人間関係や学力など幅 広い面で影響があることを理解した中で、支援していくことが大切だと感じた。

# ◆研究講義・分科会

# <全体を通して>

- ・オンライン開催により、複数の研究講義・分科会を視聴することができ、大変有意義な研修となった。
- ・専門家の先生達のお話は普段行政などから聞く話と違った視点もみられるので有益であった。
- ・どの講義もとても分かりやすく、課題としてあがっているものが何か、どのような取組(対応)が 求められているか、どのように子供たちやその環境を理解していくか、様々な視点で学ぶことがで きた。子供たちや家族を支援する前に、まず支援に関わる大人が理解しておくことや知っておくこ とがたくさんあり、そのベースがあっての相談支援だと感じた。

# <各研究講義・分科会について>

- ・児童虐待の講義の「子どもアドボカシー」について、虐待対応を含む子供の声を聴く際に、いつも 念頭においておかなければならないことだと改めて感じた。
- ・SNS 問題について、問題点を科学的に説明してくださり、子供の現状分析が分かりやすかった。
- ・仕事の中で発達障害をもつ子供と関わる機会も多く、保護者や本人と関わる中で、どのような関わりをすれば良いか迷いがあった。今回「やる気」や動機付けという観点から発達障害について考えることで、保護者や本人に対する支援についてヒントを得られた。
- ・「豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク」の様々な具体的な取組を知ることができ、活動へのエネルギーを感じた。どういった事業においても、「あなたが大切だよ」と伝えるやり方を工夫しておられる点は、うちでも大切にしたいと思う。
- ・性被害者が陥る心身の反応に気づく大切さや、加害者の手口や過去の被害体験にも触れられており 支援の必要性を感じた。

# ◆全体を通して

- ・コロナ禍でどのくらいの子供たちが、どのようなストレスを抱えているのか・また、その結果どのようなデータが出ているのか等知ることができた。
- ・コロナ渦における各分野の現状が理解でき、今後青少年に関わっていくうえでの必要な技法を多く 学べた。
- ・地域団体として学校と連携・協働し、若者を見守っていくことが求められており、こちらから学校 にアプローチしていく積極的な姿勢・行動の必要性を強く感じた。

# 「第38回全国青少年相談研究集会」参加者内訳

### 都道府県別

1     北海道     22       2     青森県     15       3     岩手県     9       4     宮城県     9       5     秋田県     8       6     山形県     9       7     福島県     9       8     茨城県     17       9     栃木県     16       11     埼玉県     14       12     千葉県     25       13     東京 部川県     42       15     新潟県     9       16     富山県     3       17     石福井県     14       19     山梨県     3       20     長野県     7       21     岐阜県     11       22     静岡県     25       23     愛面県     16       24     三賀県     17       25     滋育県     4       26     京阪府     7       27     大庫県     18       29     奈良県     6       30     和歌山県     0
3       岩手県       9         4       宮城県       9         5       秋田県       9         7       福島県       9         8       茨城県       17         9       栃木県       16         11       埼玉県       14         12       千葉県       25         13       東京都       66         14       神奈川県       42         15       新潟県       9         16       富山県       3         17       石川県       6         18       福井県       14         19       山県       3         20       長野県       7         21       岐阜県       15         23       愛知県       16         24       三重県       17         25       滋育府       7         27       大阪府       14         28       兵庫県       18         29       奈良県       6
4     宮城県     9       5     秋田県     8       6     山形県     9       7     福島県     9       8     茨城県     17       9     栃木県     16       11     埼玉県     14       12     千葉県     25       13     東京都     66       14     神奈川県     42       15     新潟県     9       16     富山県     3       17     石川県     6       18     福井県     14       19     山梨県     3       20     長野県     7       21     岐阜県     11       22     静岡県     25       23     愛知県     16       24     三重県     17       25     滋賀県     4       26     京都府     7       27     大阪府     14       28     兵庫県     18       29     奈良県     6
5       秋田県       8         6       山形県       9         7       福島県       9         8       茨城県       17         9       栃木県       16         11       埼玉県       14         12       千葉県       25         13       東京都       66         14       神奈川県       42         15       新潟県       9         16       富山県       3         17       石川県       6         18       福井県       14         19       山梨県       3         20       長野県       7         21       岐阜県       11         22       静岡県       25         23       愛知県       16         24       三重県       17         25       滋賀県       4         26       京都府       7         27       大阪府       14         28       兵庫県       18         29       奈良県       6
6 山形県 9 7 福島県 9 8 茨城県 17 9 栃木県 17 10 群馬県 16 11 埼玉県 14 12 千葉県 25 13 東京都 66 14 神奈川県 42 15 新潟県 9 16 富山県 3 17 石川県 6 18 福井県 14 19 山梨県 3 20 長野県 7 21 岐阜県 11 22 静岡県 25 23 愛知県 16 24 三重県 17 25 滋賀県 4 26 京都府 7 27 大阪府 14 28 兵庫県 18 29 奈良県 6
7       福島県       9         8       茨城県       17         9       栃木県       16         10       群馬県       16         11       埼玉県       14         12       千葉県       25         13       東京都       66         14       神奈川県       42         15       新潟県       9         16       富山県       3         17       石川県       6         18       福井県       14         19       山梨県       3         20       長野県       7         21       岐阜県       11         22       静岡県       25         23       愛知県       16         24       三重県       17         25       滋賀県       4         26       京都府       7         27       大阪府       14         28       兵庫県       18         29       奈良県       6
8     茨城県     17       9     栃木県     16       11     埼玉県     14       12     千葉県     25       13     東京都     66       14     神奈川県     42       15     新潟県     9       16     富山県     3       17     石川県     6       18     福井県     14       19     山梨県     3       20     長野県     7       21     岐阜県     11       22     静岡県     25       23     愛知県     16       24     三重県     17       25     滋賀県     4       26     京都府     7       27     大阪府     14       28     兵庫県     18       29     奈良県     6
9 栃木県 17 10 群馬県 16 11 埼玉県 14 12 千葉県 25 13 東京都 66 14 神奈川県 42 15 新潟県 9 16 富山県 3 17 石川県 6 18 福井県 14 19 山梨県 3 20 長野県 7 21 岐阜県 11 22 静岡県 25 23 愛知県 16 24 三重県 17 25 滋賀県 4 26 京都府 7 27 大阪府 14 28 兵庫県 18
10     群馬県     16       11     埼玉県     14       12     千葉県     25       13     東京都     66       14     神奈川県     42       15     新潟県     9       16     富山県     3       17     石川県     6       18     福井県     14       19     山梨県     3       20     長野県     7       21     岐阜県     11       22     静岡県     25       23     愛知県     16       24     三重県     17       25     滋賀県     4       26     京都府     7       27     大阪府     14       28     兵庫県     18       29     奈良県     6
11 埼玉県 14 12 千葉県 25 13 東京都 66 14 神奈川県 42 15 新潟県 9 16 富山県 3 17 石川県 6 18 福井県 14 19 山梨県 3 20 長野県 7 21 岐阜県 11 22 静岡県 25 23 愛知県 16 24 三重県 17 25 滋賀県 4 26 京都府 7 27 大阪府 14 28 兵庫県 18
12     千葉県     25       13     東京都     66       14     神奈川県     42       15     新潟県     9       16     富山県     3       17     石川県     6       18     福井県     14       19     山梨県     3       20     長野県     7       21     岐阜県     11       22     静岡県     25       23     愛知県     16       24     三重県     17       25     滋賀県     4       26     京都府     7       27     大阪府     14       28     兵庫県     18       29     奈良県     6
13     東京都     66       14     神奈川県     42       15     新潟県     9       16     富山県     3       17     石川県     6       18     福井県     14       19     山梨県     3       20     長野県     7       21     岐阜県     11       22     静岡県     25       23     愛知県     16       24     三重県     17       25     滋賀県     4       26     京都府     7       27     大阪府     14       28     兵庫県     18       29     奈良県     6
14     神奈川県     42       15     新潟県     9       16     富山県     3       17     石川県     6       18     福井県     14       19     山梨県     3       20     長野県     7       21     岐阜県     11       22     静岡県     25       23     愛知県     16       24     三重県     17       25     滋賀県     4       26     京都府     7       27     大阪府     14       28     兵庫県     18       29     奈良県     6
15     新潟県     9       16     富山県     3       17     石川県     6       18     福井県     14       19     山梨県     3       20     長野県     7       21     岐阜県     11       22     静岡県     25       23     愛知県     16       24     三重県     17       25     滋賀県     4       26     京都府     7       27     大阪府     14       28     兵庫県     18       29     奈良県     6
16     富山県     3       17     石川県     6       18     福井県     14       19     山梨県     3       20     長野県     7       21     岐阜県     11       22     静岡県     25       23     愛知県     16       24     三重県     17       25     滋賀県     4       26     京都府     7       27     大阪府     14       28     兵庫県     18       29     奈良県     6
17     石川県     6       18     福井県     14       19     山梨県     3       20     長野県     7       21     岐阜県     11       22     静岡県     25       23     愛知県     16       24     三重県     17       25     滋賀県     4       26     京都府     7       27     大阪府     14       28     兵庫県     18       29     奈良県     6
18     福井県     14       19     山梨県     3       20     長野県     7       21     岐阜県     11       22     静岡県     25       23     愛知県     16       24     三重県     17       25     滋賀県     4       26     京都府     7       27     大阪府     14       28     兵庫県     18       29     奈良県     6
19     山梨県     3       20     長野県     7       21     岐阜県     11       22     静岡県     25       23     愛知県     16       24     三重県     17       25     滋賀県     4       26     京都府     7       27     大阪府     14       28     兵庫県     18       29     奈良県     6
20 長野県     7       21 岐阜県     11       22 静岡県     25       23 愛知県     16       24 三重県     17       25 滋賀県     4       26 京都府     7       27 大阪府     14       28 兵庫県     18       29 奈良県     6
21 岐阜県     11       22 静岡県     25       23 愛知県     16       24 三重県     17       25 滋賀県     4       26 京都府     7       27 大阪府     14       28 兵庫県     18       29 奈良県     6
22 静岡県     25       23 愛知県     16       24 三重県     17       25 滋賀県     4       26 京都府     7       27 大阪府     14       28 兵庫県     18       29 奈良県     6
23     愛知県     16       24     三重県     17       25     滋賀県     4       26     京都府     7       27     大阪府     14       28     兵庫県     18       29     奈良県     6
24     三重県     17       25     滋賀県     4       26     京都府     7       27     大阪府     14       28     兵庫県     18       29     奈良県     6
25     滋賀県     4       26     京都府     7       27     大阪府     14       28     兵庫県     18       29     奈良県     6
26 京都府     7       27 大阪府     14       28 兵庫県     18       29 奈良県     6
27     大阪府     14       28     兵庫県     18       29     奈良県     6
28 兵庫県     18       29 奈良県     6
29 奈良県 6
20 壬中邨 山山目 0
30 和歌山県 0
31 鳥取県 3
32 島根県 24
33 岡山県 13
34 広島県 7
35 山口県 4
36 徳島県 3
37 香川県 5
38 愛媛県 18
39 高知県 2
40 福岡県 17
41 佐賀県 4
42 長崎県 14
43 熊本県 8
44 大分県 4
45 宮崎県 5
46 鹿児島県 15
47 沖縄県 14
計 598

# 所属別

青少年教育行政	76
青少年教育施設	67
学校教育行政	63
学校教員	16
首長部局	20
警察関係	98
法務関係	18
社会福祉関係	105
青少年団体	11
民間 (NPO 含む)	37
大学教員・研究者	8
その他	79
計	598

# 男女別

男	228
女	362
回答しない	8
計	598

# 令和3年度 国立青少年教育振興機構 教育事業 第38回全国青少年相談研究集会報告書 「コロナ禍における新たな青少年支援~学び、寄り添い、育む~」

令和4年3月発行

# 編集発行

独立行政法人 国立青少年教育振興機構 教育事業部事業課 〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1 TEL 03-6407-7718 H P https://www.niye.go.jp/